

第5章 農林水産部の貸付金

第1 沖縄県農業改良資金貸付金

第2 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金

第3 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金

第4 中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付金

第5 沖縄県就農支援資金貸付金

第1 沖縄県農業改良資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県農業改良資金貸付金				
担当部署名(部及び課)	農林水産部 農政経済課				
貸付開始年度	昭和47年度				
根拠規定(法律, 条例, 要綱等)	農業改良資金助成法 沖縄県農業改良資金貸付規則(制度改正に伴い平成22年10月1日廃止) 沖縄県農業改良資金事務取扱要領				
マニュアル, 手引き等	沖縄県農業改良資金債権管理マニュアル				
貸付金の目的	農業経営の安定と農業生産力の増強に資すること				
貸付対象	農協, 認定就農者等				
財源(県, 国, その他のいずれか)	国が3分の2, 県が3分の1				
貸付の方法 (県が直接貸すのか, 金融機関や他の団体等を通じて貸すのか)	<ul style="list-style-type: none"> ・県が, 認定就農者等に対し, 直接貸し付ける(直貸方式)。 ・県が農協に貸し付け, 農協が認定就農者等に対し貸し付ける(転貸方式)。 				
金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法 (どのような内容の報告を受けるのか, 報告の頻度等)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善期間が達成されるまでの間, 毎年3月までに, 経営状況報告書を提出してもらう。 ・毎月末ごとに償還状況の報告書を提出してもらう。 				
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否				
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	有 徴収に努力を要する。				
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名				
広報の有無及び内容	県のHP				
債権管理業務に関する個別研修の有無	有, 年1回担当者をNOMA行政管理講座(債権管理関係)を受講				
貸付の条件	就農計画の認定を受けること				
利息の有無	無				
利息の利率(年)	無				
遅延損害金規定の有無	有				
遅延損害金の利率	12.25%				
保証人の要否	要				
物的担保の要否	要				
担保価値の把握方法	固定資産評価, 時価額の評価				
償還方法(ex1年据置半年賦償還)	償還期間10~12年(据置期間3~5年以内), 均等割賦支払				
償還猶予規定の有無	有				
償還免除規定の有無	無				
期限の利益喪失規定の有無	有				
貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額(円)	—	—	—	—	—
申請件数(件)	—	—	—	—	—
貸付実績	平成22年度における農業改良資金制度の改正に伴い、貸付主体が県から公庫へ業務移管された。				
貸付金額(円)	—	—	—	—	—
貸付件数(件)	—	—	—	—	—
回収すべき金額(当年度分) A	14,976,000	25,475,000	6,273,000	9,687,000	6,044,000
回収済み金額(当年度分) B	9,542,000	7,509,000	1,728,000	5,142,000	1,499,000
回収率(当年度分) B/A	64	29	28	53	25
回収すべき金額(過年度分) C	628,886,394	628,234,802	634,566,205	626,545,481	627,805,639
回収済み金額(過年度分) D	29,256,491	36,333,375	26,794,255	37,482,005	27,836,500
回収率(過年度分) C/D	5	6	4	6	4
全体の回収率 (B+D) / (A+C)	6.03	6.71	4.45	6.70	4.63
総貸付残高(円)	545,115,272	505,287,192	477,447,780	435,694,007	405,070,507
総貸付件数(件)	252	252	247	244	242
不納欠損額(円)	0	0	4,242,009	0	2,144,606
不納欠損件数(件)	0	0	4	0	1
債権放棄(円)	0	0	0	0	0
債権放棄(件)	0	0	0	0	0
免除額(円)	0	0	0	0	0
免除件数(件)	0	0	0	0	0

※回収すべき金額及び回収済み金額(過年度分)は, 元金完済後の確定した残差額を含む。

(2) 本貸付金の概要

沖縄県農業改良資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は, 農業経営における生産・加工・販売の新部門の開始や品質・収量の向上, コスト・労働力の削減のための新たな取組を行う農業者に対し, 無利子の長期資金を融通する制度である。

本貸付金の活用例としては, 青年や中高年者等の経営開始資金や, 農畜産物の生産方式の導入等がある。

現在は、制度改正により、平成 22 年 10 月 1 日をもって県から沖縄振興開発金融公庫に貸付業務が移管されたため、県の貸付業務は終了し、貸付資格認定審査業務と既貸付金の債権管理・回収業務のみが残っている。平成 28 年度末現在の総貸付件数 242 件のうち、直貸方式 241 件、転貸方式 1 件であり、直貸方式 241 件は全て延滞しているため、県は管理及び回収に苦慮している状況である。

(3) 根拠規定

昭和 31 年に制定された、農業改良資金助成法（以下「本法」という。）に基づき、昭和 47 年に制定された、沖縄県農業改良資金貸付規則（以下「本規則」という。）及び沖縄県農業改良資金事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）である。

(4) 目的

本法第 1 条において、農業者が農業経営の改善を目的として、新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、農業者等に対する農業改良資金の融通に関する措置を講ずることにより、農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的としている。

(5) 貸付対象

農業者又はその組織する団体（以下、「農業者等」という。）である（本規則第 2 条）。

(6) 財源

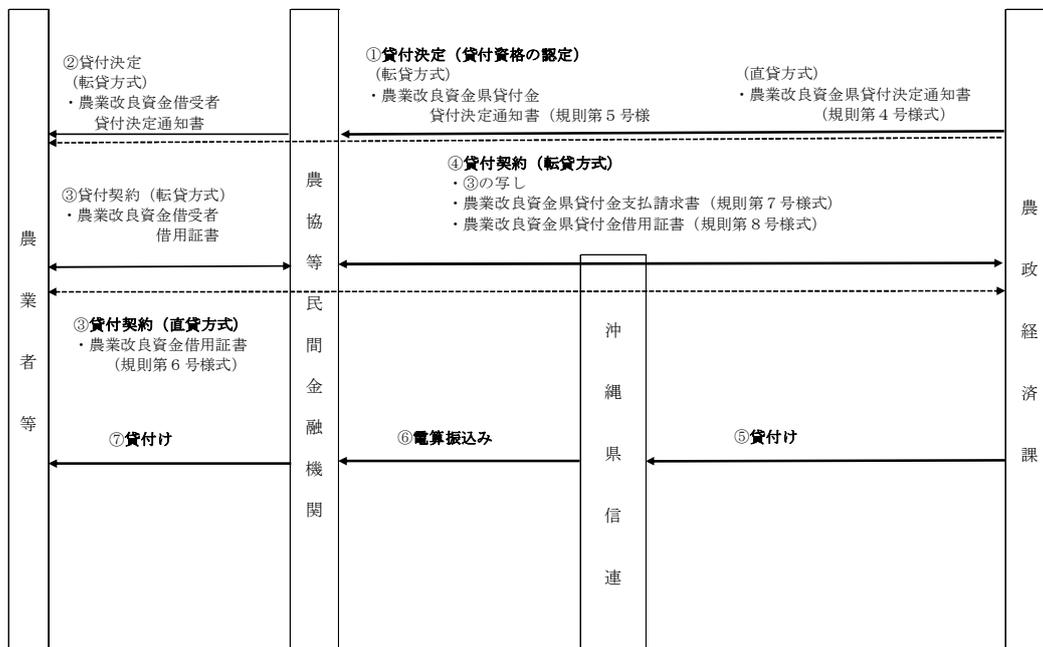
国が 3 分の 2 を、県が 3 分の 1 を負担していた。

(7) 貸付の方法

ア 県が、農業者等に対して、直接貸し付ける（直貸方式）。

イ 県が沖縄県農業協同組合（以下「農協」という。）に対して貸付け、農協が農業者等に対して貸し付ける（転貸方式）。

(8) 貸付業務の流れ



(9) 過去の内部監査等の指摘事項の有無

毎年度実施される内部監査において、未収金の回収に努力を要するとの指摘がなされている。

(10) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1名

(11) 広報の有無及び内容

県のホームページ

(12) 債権管理業務に関する個別研修等の有無

年1回担当者がNOMA行政管理講座（債権管理関係）を受講している。

2 本貸付金の契約内容

(1) 契約締結の有無及び方法

借用証書の作成（本規則第8条第1項）

(2) 契約内容の変更に関する規定

農業改良資金償還方法変更申請書（本規則第10条第1項、2項）、農業改良資金繰上償還申請書（本規則第11条第1項、2項、3項）、農業改良資金支払猶予申請書（本規則第13条第1項、2項、3項）を提出する。

(3) 利息の有無

無利子（本規則第4条第1項）

(4) 貸付けを受けるために必要な手続き

農業改良措置に関する計画書を作成し、知事の認定を受ける（本規則第3条第1項）。

(5) 遅延損害金の有無

年 12.25%（本規則第15条第1項）

(6) 保証人の要否・内容

ア 直貸方式の場合には、2人以上の連帯保証人を立てることが必須である（事務取扱要領第2の3(1)参照）。

イ 転貸方式の場合には、物的担保又は沖縄県農業信用基金協会の保証が必要となる（本規則第5条第1項、事務取扱要領第2の4(1)参照）。

(7) 物的担保の要否・内容

ア 直貸方式の場合には、1件当たりの貸付額が300万円を超える場合等に必要とされる（本規則第5条第2項、事務取扱要領第2の3(2)）。

イ 転貸方式の場合には、物的担保は不要である。

(8) 償還方法

均等割賦支払（本規則第4条第1項）

(9) 償還猶予規定の有無

有り（本規則第13条）

(10) 償還免除規定の有無 無

(11) 期限の利益喪失規定の有無

有り（直貸方式は本規則第12条第1項、転貸方式は本規則第12条第2項）

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）	—	—	—	—	—
申請件数（件）	—	—	—	—	—
貸付実績	貸付金額（円）	平成22年度における農業改良資金制度の改正に伴い、 貸付主体が県から公庫へ業務移管された。			—
	貸付件数（件）	—	—	—	—
回収すべき金額（当年度分）A	14,976,000	25,475,000	6,273,000	9,687,000	6,044,000
回収済み金額（当年度分）B	9,542,000	7,509,000	1,728,000	5,142,000	1,499,000
回収率（当年度分）B/A	64	29	28	53	25
回収すべき金額（過年度分）C	628,886,394	628,234,802	634,566,205	626,545,481	627,805,639
回収済み金額（過年度分）D	29,256,491	36,333,375	26,794,255	37,482,005	27,836,500
回収率（過年度分）C/D	5	6	4	6	4
全体の回収率（B+D）/（A+C）	6.03	6.71	4.45	6.70	4.63
総貸付残高（円）	545,115,272	505,287,192	477,447,780	435,694,007	405,070,507
総貸付件数（件）	252	252	247	244	242
不納欠損額（円）	0	0	4,242,009	0	2,144,606
不納欠損件数（件）	0	0	4	0	1
債権放棄（円）	0	0	0	0	0
債権放棄（件）	0	0	0	0	0
免除額（円）	0	0	0	0	0
免除件数（件）	0	0	0	0	0

(2) 予算額

平成 22 年 10 月 1 日に貸付業務を終了しているため、貸付業務に係る予算は組まれていない。

(3) 貸付実績

平成 22 年 10 月 1 日に貸付業務を終了しているため、現在の業務は貸付資格認定審査業務と既貸付金の債権管理・回収業務である。平成 28 年度末現在における総貸付件数は 242 件であり、そのうち直貸方式は 241 件、転貸方式は 1 件（借受人 1 名）である。

(4) 回収実績

ア 回収率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当年度分	64%	29%	28%	53%	25%
過年度分	6%	7%	6%	8%	7%
全体	6.03%	6.71%	4.45%	6.70%	4.63%

本貸付金の回収率は、過去 5 年間 1 桁台で推移しており、極めて低い。

当年度分の回収率は、20%台～60%台の間を上下している。これは、当年度分の回収率には直貸方式 1 又は 2 件、転貸方式 1 件分が含まれているところ、転貸方式は約定償還通り償還されていることから、延滞が生じている直貸方式が原因であると推察される。平成 27 年度に一時回収率が 5 割を上回ったのは、一度に 2 年分の償還金額を償還した者がいるためである。

過年度分の回収率は、6%～8%台と極めて低い。これは、後記イで述べるような償還・延滞状況ゆえである。かかる延滞状況が、全体の回収率に大きく影響している。

イ 償還・延滞状況

(ア) 直貸方式 241 件について

i 内訳について

直貸方式は 241 件全て延滞している。元金を延滞している案件が 108 件であり、元金完済後に違約金のみを延滞している案件が 133 件である。

元金を延滞している案件 108 件のうち、分割返済中は 78 件、返済停止中は 19 件、時効完成は 11 件となっている。物的担保が提供されている案件は 2 件のみであり（ほとんど全ての案件が 300 万円を超える貸付けであるが（本規則第 5 条第 2 項，事務取扱要領第 2 の 3(2)）、300 万円を超える貸付けに物的担保提供が必須とされたのは、平成 18 年 11 月 29 日以降であるため、それ以外の案件は連帯保証人のみ 2～3 名立てられている。

また、元金完済後に違約金のみ延滞している案件 133 件のうち、分割返済中はわずかに 1 件のみ、返済停止中は 73 件、時効完成は 59 件となっている。違約金額は、ほとんど調定されていない。

H28年度末現在

延滞件数 241件	残元金あり 108件	分割返済中78件(担保提供者2名)
		返済停止中19件
		時効完成案件11件
	元金完済 違約金のみ 133件	分割返済中1件(担保提供者なし)
		返済停止中73件
		時効完成案件59件

ii 元金を延滞している案件 108 件について

(i) 分割返済中の案件 78 件について

元金を延滞している案件 108 件のうち、分割返済中の案件は 78 件であり、代表例は、次表のとおりである。

No	貸付年度	内容	償還期間	貸付金額	未到来償還額	元金延滞額	違約金額	H28返済額	返済方法	連帯保証人への督促状況	回収者
1	H10	薬たばこ	H11~H22	7,217,000	0	3,426,000	1,207,247 隠れ違約金 約 3,000,000	300,000	年1回	2名, 督促留保 ∴借受人支払中の為	県
2	H12	離農	H13~H22	10,872,000	0	6,210,009	1,649,896 隠れ違約金 約 7,000,000	120,000	月10,000円	3名, 督促留保 ∴借受人支払中の為	サービス

No. 1 は、平成 10 年度の貸付けであり、平成 22 年には約定償還期間を経過している。元金の延滞額は 342 万 6000 円であり、年 1 回 30 万円を返済していることから、元金完済までには、少なくとも約 11 年を要する。また、平成 28 年度末現在の違約金は総額 400 万円（元金が完済されていないため確定されていない、所謂、隠れ違約金を含む）を超えており、その完済までを考慮すると約 20 年を要する。借受人が返済中のため、連帯保証人に対する督促は留保されている。

No. 2 は、平成 12 年度の貸付けであり、平成 22 年には約定償還期間を経過している。元金の延滞額は 621 万円であり、月 1 万円を返済していることから、元金完済までには、約 51 年を要する。また、平成 28 年度末現在の違約金は総額 800 万円を超えており（隠れ違約金を含む）、その完済までを考慮すると約 110 年以上を要する。借受人が返済中のため、連帯保証人に対する督促は留保されている。

このように、元金を延滞している案件 108 件では、長期かつ高額な、延滞元金額及び違約金額に対し、月 1 万～1 万 5000 円といった少額返済がほとんどであり、月 5000 円の案件も散見される。そのため、元金完済までに、数十年を要する案件が多数ある。また、かかる案件は昭和 50 年から平成 10 年までの間の貸付けが約 9 割を

占めているところ、長期延滞により生じた高額な違約金の完済までを考慮すると、約 100 年以上を要する案件も少なくない。それにもかかわらず、全ての案件において、借受人が返済している場合には、連帯保証人に対する督促が留保されている。

このような無計画な償還状況では、借受人は極めて長期にわたり不安定な生活状況におかれることから、逆に農業経営の安定と農業生産力の増強という本貸付金の目的を害されるおそれがある。また、連帯保証人にも極めて長期にわたる責任を負担させるものであり、保証制度の在り方の是非も問われかねない。

また、分割返済中の案件 78 件のうち、物的担保が提供されている案件 2 件は、次表のとおりである。

担保提供案件

No	貸付年度	内容	償還期間	貸付金額	未到来償還額	延滞額	違約金額	H28返済額	返済方法	連帯保証人への督促状況	回収者
1	H10	酪農	H12～H21	12,000,000	0	7,544,000	3,448,144 隠れ違約金 約9,000,000	600,000	月50,000	3名, 督促留保 ∴借受人支払中の為	県
2	H19	畜産	H21～H31	50,000,000	13,635,000	18,665,000	5241569 隠れ違約金 約5,500,000	3,800,000	月500,000	2名, 交渉中	サービサー

No. 1 は、平成 10 年度の貸付けであり、平成 21 年には約定償還期間を経過している。元金の延滞額は 754 万 4000 円であり、月 5 万円を返済していることから、元金完済までには、少なくとも約 12 年を要する。平成 28 年度現在の違約金も総額 1200 万円（隠れ違約金を含む）を超えており、その完済までを考慮すると約 32 年を要する。借受人が返済中のため、連帯保証人に対する督促は留保されている。また、提供されている担保は牧場であるため、畜産業の継続に配慮し、担保権の実行は検討されていない。このように、担保提供されている案件であっても、必ずしも実効性のある回収がされていない、又はできない現状にある。

一方で、No. 2 は、平成 19 年度の貸付けのため強制執行受諾約款付公正証書が作成されており、平成 31 年に約定償還期間を経過する。元金の延滞額は 3230 万円（未到来償還額を含む）であるが、月 50 万円の返済があり、元金の完済までに約 5～6 年を要する。また、違約金も総額 1000 万円（隠れ違約金を含む）であるが、その完済までを考慮しても約 8 年である。畑が担保に提供されており、サービサーにより連帯保証人との間で返済の交渉が行われていたところ、平成 29 年に借換えにより一括返済された。この案件は、比較的近年の貸付けであり、借受人との間で強制執行受諾約款付公正証書が作成されていたこと、担保提供がされていたことに加え、適宜かつ適切な時機に、連帯保証人に対する積極的な回収業務がなされていたこと等により、回収が奏功したものと史料される。

(ii) 返済停止中の案件 19 件について

元金を延滞している案件 108 件のうち、借受人も連帯保証人も返済せず、事実上

返済が停止している案件は19件である。そのほとんどがサービサーに委託されており、所在調査や相続人調査が行われたが、依然として借受人や連帯保証人、相続人らの所在が不明であるか、連絡がつかない状況である。

(iii) 時効完成の案件11件について

元金を延滞している案件108件のうち、時効完成の案件は11件であり、次表のとおりである。

時効完成案件

No.	貸付年度	貸付金額	残額	借受人	連帯保証人①	連帯保証人②	連帯保証人③
1	S52	3,000,000	1,490,000	破産・免責	—	—	—
2	S53	3,000,000	2,465,000	死亡・相続人調査	死亡・相続人調査	死亡・相続人調査	死亡・相続人調査
3	S53	4,000,000	4,000,000	土地売却中	連絡困難	連絡困難	—
4	S56	3,921,000	3,045,000	所在不明	死亡・相続人調査	時効援用	—
5	S59	3,807,000	3,642,000	死亡・相続人調査	—	—	—
6	S62	1,095,000	876,000	死亡・相続人調査	支払困難	行方不明	—
7	S62	4,500,000	750,000	破産・免責	破産・免責	死亡	破産・免責
8	H2	6,000,000	4,000,000	破産・免責	破産・免責	死亡	死亡
9	H4	6,684,000	4,332,000	連絡困難	連絡困難	連絡困難	連絡困難
10	H5	8,800,000	420,000	面談困難	時効援用	支払意思あり	死亡・相続人調査
11	H9	11,550,000	11,550,000	支払拒絶	連絡困難	連絡困難	タバコ収穫の頃連絡

全てサービサーに委託されている。そのうち、7件はサービサー委託前から、4件はサービサー委託後に時効期間が経過した。県としては、時効完成後であっても、回収可能性を模索すべく、サービサーへの委託を継続しているようである。

借受人や連帯保証人と連絡が取れない案件や、死亡し相続人調査等が必要な案件が多いため、そもそも回収可能性がほとんど無い案件が多いように思われる。一方で、中には土地を売却中であったり、単純に支払拒絶をしているにすぎないことから、訴訟提起等の積極的な対応により回収可能性もあった案件も見受けられるが、そのような具体的な対応は何らとられておらず、また、時効中断のための債務承認書等も徴求されないまま時効期間を経過している。

ii 元金完済後に違約金のみ延滞している案件133件について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件は133件である。いずれも平成13年以前の貸付けである。

貸付年度	S48～S64	H1～H10	H11～H20	H21～	合計
貸付件数	62	69	2	0	133

既に元金が完済され、違約金のみが残っている案件はサービサーに委託することができないため、県では、全ての案件を自主管理・回収しなければならないところ、以下のような現状にある。

(i) 分割返済中の案件 1 件について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件 133 件のうち、分割返済中の案件は 1 件だけである。借受人から月 2 万円ずつ返済されているため、連帯保証人に対する督促は留保されている。

No	貸付年度	内容	貸付金額	未到来償還額	元金延滞額	違約金額	H28返済額	返済方法	連帯保証人への督促状況	回収者
1	H8	離農	5,300,000	0	0	4,046,978	240,000	月20,000	3名, 督促留保 (∵借受人返済中のため)	県 (委託不可)

(ii) 返済停止中の案件 73 件について

元金完済後違約金のみ延滞している案件 133 件のうち、返済停止中の案件は 73 件である。そのうち、約半数以上は、違約金額が 100 万円を超える案件であり、中には 1000 万円以上の案件も 2 件ある。

県は、元金完済時に、借受人及び連帯保証人に対し違約金額を通知するのみで、それ以降は催告書等の送付をしていない。

また、借受人及び連帯保証人の生活状況や資力状況等を調査しておらず、平成 28 年度現在において何ら把握できていない。

このような状況は、元金完済後も違約金を返済し続けている者との間の公平性を害するが、主な担当者は他の業務と兼務している者 1 人であり、明らかにマンパワーが不足しているため、何らの対応もとれていないのが現状である。

(iii) 時効完成の案件 59 件について

元金完済後違約金のみ延滞している案件のうち、消滅時効が完成している案件は 59 件である。これらの案件については、借受人や連帯保証人の生活状況や資力状況等は調査されておらず、平成 28 年度現在で何ら把握できていない。

iii 全案件を通して

直貸方式 241 件のうち元金を延滞している案件 108 件は、長期延滞により借受人や連帯保証人が所在不明になっているため所在調査が必要であるか、死亡していることから相続人調査が必要となる案件が多い。そのため、債権の管理・回収にかかる費用及び労力が増大している。

また、借受人や連帯保証人の所在が判明している又は後日判明した案件は、離農者も多く、その後不安定な生活を送っているため低収入であり、ほとんど生活保護状態にあるか、高齢化により年金生活である等無資力となっている。このように、延滞が生じてから一定期間経過した時機に、適宜かつ適切な回収業務を行えていないことから、約 10～30 年経過した現時点において回収しようにも、回収可能性が乏しい又は全く無い状況であり、強制徴収手続を取ることも現実的ではなく、結局、任意に少額の分割返済に応じざるを得ない状況に陥っている。

さらに、元金完済後違約金のみ延滞している案件 133 件は、借受人や連帯保証人に対して催告等は一切されておらず、時効期間の経過を待っているかのような状況であり、事実上の債権放棄ともいえる。

iv 管理状況

債権者一覧表が作成されており、約定償還案件も延滞案件もまとめて管理している。また、最終弁済日を記載して時効管理を行っている。

また、本貸付金については、平成 29 年 3 月に「沖縄県農業改良資金貸付金管理マニュアル」（以下「本貸付金管理マニュアル」という。）が策定されており、延滞案件の債権管理台帳の作成が義務づけられたため、現在作成中のようなものである。

かかるマニュアルが策定される以前は、農業改良資金債権管理指針に基づき、各債務者を「正常先」「回収懸念先」「要注意先」「回収困難先 A」「回収困難先 B」に区分して管理されていたが、平成 29 年 3 月に策定された本貸付金管理マニュアルにはかかる区分は記載されず廃止された。

(イ) 転貸方式 1 件について

転貸方式は約定償還されている。沖縄県農業信用基金協会の保証がついているため、仮に延滞が生じた場合でも、県の回収には特段問題は生じない。

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数

平成 26 年度に 1 件（25 万円）、平成 28 年度に 1 件（212 万 6000 円）の不納欠損処理をしている。いずれも債務者からの時効援用による。

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

(7) 免除額及び免除件数 無

4 サービスに対する債権回収業務の委託

(1) 本貸付金の委託概要

県は、平成 20 年度より、「延滞期間が 1 年以上にわたり、文書・電話・訪問等による督促を行い、支払意思や経済状況等の確認を行ったうえで回収困難と判断した案件」について、(株)沖縄債権回収サービス（以下「サービス」という。）との間で、未収金回収業務委託の基本契約書（以下「本契約書」という。）を締結し、債権回収を委託している。

委託料は、未収金のうち収納があった金額の 30%の割合とされ（本契約書第 13 条、未収金回収業務委託に関する覚書第 2 条）、委託業務の事務処理に要する費用は、サービスの負担とされている（本契約書第 6 条）。

サービスは、県に対し、四半期ごとに進捗状況報告書を作成し、送付すること

になっている。また、債務者等からの苦情やトラブル等も併せて報告することとされている（本契約書第 15 条）。

(2) 委託実績及び回収実績

民間委託回収実績		単位：件，円，%			
年度	件数	未収金委託額	回収金額	委託料	回収率
平成20年度	64	228,327,868	17,486,156	6,426,159	7.7
平成21年度	72	236,722,712	17,297,200	5,902,667	7.3
平成22年度	76	243,722,712	11,874,000	3,740,310	4.9
平成23年度	75	232,212,512	11,125,820	3,504,633	4.8
平成24年度	75	239,818,232	7,737,000	2,437,155	3.2
平成25年度	74	241,160,949	14,157,000	4,459,455	5.9
平成26年度	69	224,915,949	9,749,300	3,158,773	4.3
平成27年度	72	242,171,649	16,902,300	5,476,125	7
平成28年度	70	238,419,349	12,538,500	4,062,474	5.2

委託件数は、常時 60～70 件で推移しており、平成 28 年度現在では 70 件である。平成 20 年度に委託された 64 件のうち、22 件はサービサーの回収により完済に至った。残り 42 件は平成 28 年度現在に至るまで委託を継続している。

委託債権額は、2 億円台で推移しており、回収率は最大で 7.7%（平成 20 年度）、最低で 3.2%（平成 24 年度）、過去 9 年間では平均 5.59%（平成 20 年度～平成 28 年度）となっている。

5 指摘及び意見

(1) 指摘

ア 少額返済について

直貸方式 241 件のうち、元金を延滞している案件は 108 件であり、月 1 万円程度の少額の分割返済が多く散見される。また、貸付年度が約 10～30 年前であり、遅延損害金は 12.25% と高利であるため、長期延滞による違約金額は膨張しており、調定されていないため表面化していない額を考慮すると、1000 万円を超える高額になる案件も存在する。そのため、返済期間は元金完済までに数十年を要し、違約金の完済までを考慮すると約 100 年を要することになり、借受人や貸付時の連帯保証人のもとでは事実上返済が不可能な状況にある。

このような無計画な償還状況では、借受人は極めて長期にわたり不安定な生活状況におかれることから、逆に農業経営の安定と農業生産力の増強という本貸付金の

目的を害されるおそれがある。また、連帯保証人にも極めて長期にわたる責任を強いることから、保証制度の在り方の是非も問われかねない。

本貸付金マニュアルでは、「債務者の営農状況、財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。」、「早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」と規定されている。

以上のとおりであるから、基本的には借受人や貸付時の連帯保証人のもとの返済期間10年を目処として、期間及び額を見直すべきである。

指摘1

本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。

イ 連帯保証人等に対する請求について

県では、借受人が返済している場合には、連帯保証人への請求を留保している案件がほとんどである。サービスも県に倣い、同様の対応をとっている。

そのため、長期延滞の間に、連帯保証人の資力状況も大きく変化し、高齢化により年金生活であったり、死亡による相続が発生している状況である。このような対応では、貸付審査時に行われる連帯保証人の資力調査はほとんど意味をなさないばかりか、連帯保証人の所在調査や資力調査、相続人調査等の費用及び労力が増大するばかりである。

また、借受人の少額の分割返済だけでは、上記アでも述べたとおり、数十年の返済期間を要し、借受人や連帯保証人に対し著しく長期にわたる過度な負担を強いることになりかねない。

本貸付金マニュアルでも、「完済まで10年を超える見込みの場合は、原則、連帯保証人への履行の請求を併せて行うものとする。」と規定されている。

以上のとおりであるから、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。

指摘2

本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。

(2) 意見

ア 元金完済後の違約金の調定について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件が133件もあるが、借受人との協議により返済が開始された場合のみ違約金が調定されているにすぎず、協議もされず返済もされていない案件も多数散見される。

標準マニュアルでは、「原則、元本が完結となった」場合には、調定するよう規定されていることから、少なくとも元金完済時点で違約金を調定されることを検討されたい。

意見 1

標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、違約金を調定されることを検討されたい。

イ 元金完済後の違約金の処理について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件は 133 件あるが、そのうち 132 件は借受人及び連帯保証人に対し元金完済時に違約金額を通知したのみで、その後何らの催告等もしていない。これでは時効期間の経過を待っているだけのような状況であり、事実上の債権放棄ともいえる。

以上のとおりであるから、元金完済後の違約金についても、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。

意見 2

元金完済後の違約金について、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。

ウ 時効完成案件の処理について

直貸方式 241 件のうち、時効が完成している案件が 70 件ある。かかる案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。

意見 3

時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。

(3) コメント 無

第2 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金					
担当部署名（部及び課）	農林水産部 水産課					
貸付開始年度	昭和54年度					
根拠規定（法律，条例，要綱等）	沿岸漁業改善資金助成法等					
マニュアル，手引き等	沿岸漁業改善資金債権管理マニュアル					
貸付金の目的	沿岸漁業者等が自主的にその経営，操業状態及び生活の改善を行うことを積極的に促進すること					
貸付対象	沿岸漁業従事者等					
財源（県，国，その他のいずれか）	国が3分の2，県が3分の1					
貸付の方法	県が漁業従事者に対し直接貸し付ける。					
前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法（どのような内容の報告を受けるのか，報告の頻度等）	償還金が，償還期日到来後20日を経過してなお償還されないときは，その理由を借受者ごとに調査し，その結果を延滞状況報告書により10日以内に知事に報告する。					
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否					
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	収入未済額が多額に上っており，徴収に努力を要する。					
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名					
広報の有無及び内容	県のHP					
債権管理業務に関する個別研修の有無	無					
貸付の条件	沿岸漁業改善資金貸付指針					
利息の有無	無					
利息の利率（年）	無					
遅延損害金の定め	有					
遅延損害金の利率	年12.25%					
保証人の要否	要					
物的担保の要否	要					
担保価値の把握方法	固定資産評価証明書，現況写真					
償還方法（ex1年据置半年賦償還）	最長3年据置を含め10年以内の均等割賦償還					
償還猶予規定の有無	有					
償還免除規定の有無	無					
期限の利益喪失規定の有無	有					
貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額（円）	70,000,000	70,000,000	60,000,000	60,000,000	50,000,000	
申請件数（件）	7	4	5	3	0	
貸付実績	貸付金額（円）	25,862,000	2,927,000	8,749,000	1,990,000	0
	貸付件数（件）	7	4	5	3	0
回収すべき金額（当年度分）A	26,323,000	24,441,500	19,347,000	19,360,000	17,006,000	
回収済み金額（当年度分）B	24,851,000	23,823,500	18,291,000	18,820,000	17,006,000	
回収率（当年度分）B/A	94	97	95	97	100	
回収すべき金額（過年度分）C	89,067,515	84,993,651	82,199,943	77,838,949	72,186,787	
回収済み金額（過年度分）D	9,142,404	8,220,359	3,489,635	4,804,363	3,868,330	
回収率（過年度分）D/C	10	10	4	6	5	
全体の回収率（B+D）/（A+C）	29.46	29.28	21.45	24.31	23.40	
総貸付残高（円）	162,018,769	132,236,269	120,008,269	100,551,269	81,204,269	
総貸付件数（件）	131	126	116	106	93	
不納欠損額（円）	0	2,181,000	106,000	0	0	
不納欠損件数（件）	0	3	1	0	0	
債権放棄（円）	0	0	0	0	0	
債権放棄（件）	0	0	0	0	0	
免除額（円）	0	0	0	0	0	
免除件数（件）	0	0	0	0	0	

※回収すべき金額及び回収済み金額（過年度分）は，元金完済後の確定した残違約金額を含む。

(2) 本貸付金の概要

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、沿岸漁業従事者等の経営や生活の改善、青年漁業者の養成等のため必要な資金を県が長期・無利子で貸し付ける制度である。

本貸付金の活用例としては、潜水機漁業者に対するカラー魚群探知機や自動操縦装置・遠隔操縦装置の購入資金、漁業経営開始者に対する漁船購入資金等がある。

漁業従事者は年々減少しており、本貸付金の需要も低迷している。

貸付条件等の見直しが重ねられたことから、近年の貸付けはほぼ約定通りに償還されている。一方で、総貸付債権のうち約7割を延滞債権が占めており、そのほとんどが昭和50年代～平成10年代の貸付けで長期延滞となっており、県では管理及び回収に苦慮している状況である。

(3) 根拠規定

昭和54年に制定された、沿岸漁業改善資金助成法（以下「本法」という。）に基づき、昭和55年に制定された、沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「本規則」という。）及び沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金事務処理要綱（以下「事務処理要綱」という。）である。

(4) 目的

本法第1条において、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のため施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長することを目的としている。

(5) 貸付対象者

沿岸漁業の従事者及びその組織する団体その他制令で定める者である（以下「漁業者」という。本法第3条第1項、本規則第4条第1項）。

(6) 財源

国が3分の2を、県が3分の1を負担している。

(7) 貸付の方法

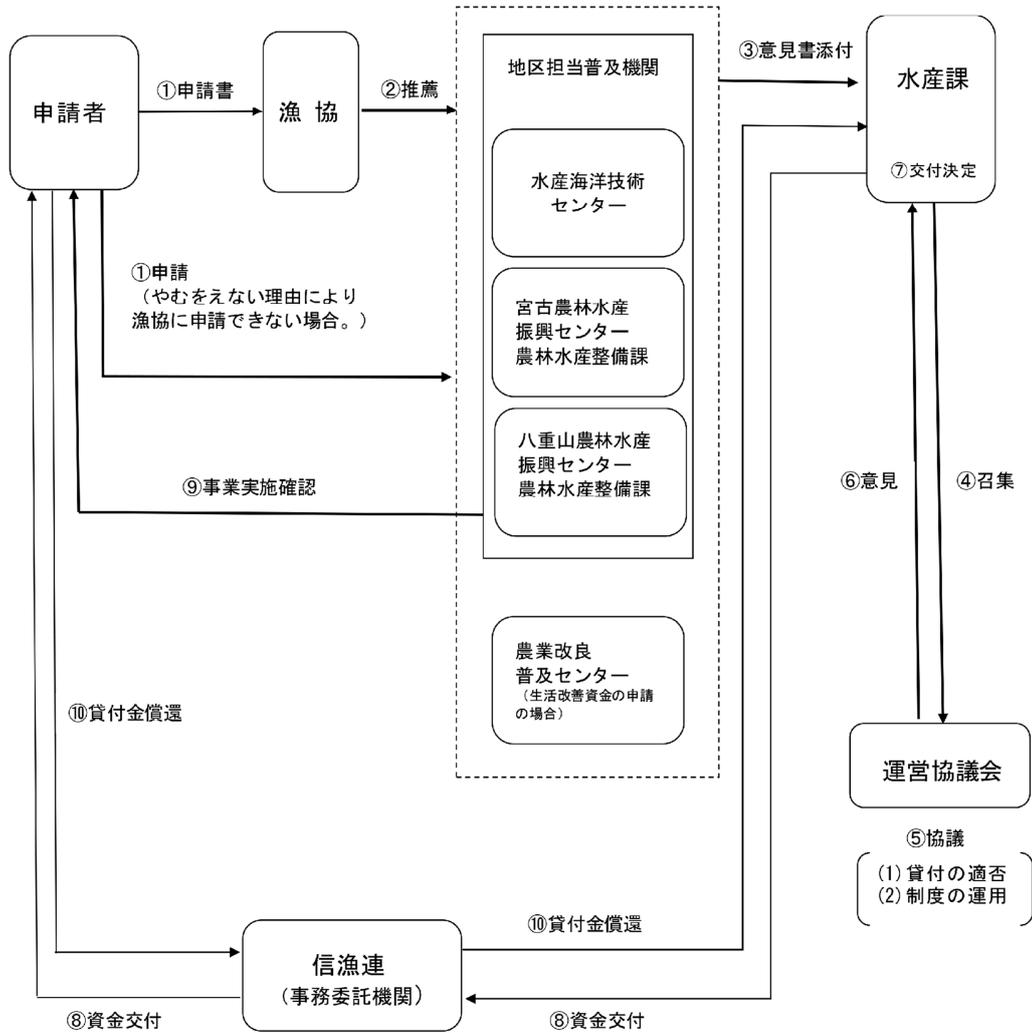
県が、漁業者に対して、直接貸し付ける（直貸方式）。

(8) 貸付業務の流れ

沖縄県沿岸漁業改善資金運営協議会設置要綱第2条に基づき、協議会を開催したうえで、貸付けの適否を審査すべきこととされている。その場合には、同要綱第4条

3項に基づき、会議の開催に代えて、文書照会により構成員の意見を徴することにより審査することも可能であるが、担当課では、全ての申請を協議会で審査している。

沿岸漁業改善資金制度の仕組み



(9) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1名

(10) 広報の有無及び内容

沖縄県ホームページ、リーフレットを作成・配付

(11) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の契約内容

(1) 契約締結の有無及び方法

強制執行受諾約款付公正証書の作成（本規則第8条、事務処理要綱第7条の3）

(2) 契約内容の変更に関する規定 無

(3) 利息の有無

無利子（本法第5条第1項）

(4) 貸付けを受けるために必要な手続き 無

(5) 遅延損害金の有無

年12.25%（本法第11条）

(6) 保証人の要否・内容

1件当たりの貸付金の額又は貸付金の合計額が600万円を超える場合には、知事が相当と認める担保を提供し、その他の場合にあっては、連帯保証人を立てなければならない（本規則第5条第1項）。連帯保証人の数は、貸付金額に応じて定められている（本規則第5条第2項、事務処理要領第25条）

貸付金の額	保証人の人数
1件につき100万円未満	1人
1件につき100万円以上200万円未満	2人
1件につき200万円以上	3人

(7) 物的担保の要否・内容

1件当たりの貸付金の額又は貸付金の合計額が600万円を超える場合には、本貸付金により導入した機械、施設等を優先して担保を提供しなければならない（本規則第5条第1項、第6項）。

担保の提出時期は、貸付申請書を提出する時とし、担保差入承諾書、登記簿謄本、市町村の固定資産評価証明書、現況写真を添付し、漁協が担保部県の現状用途、建物の有無等の調査確認を行う（事務処理要綱第3条の2(1)(2)）。

抵当権の順位は、第1位を原則とする（事務処理要領第3条の2(3)）。

(8) 償還方法

1年据置半年割賦償還等

(9) 償還猶予規定の有無

有り（本法第10条）

(10) 償還免除規定の有無の有無及び内容 無

(11) 期限の利益喪失規定の有無

有り（本規則第11条）。

3 本貸付の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額（円）	70,000,000	70,000,000	60,000,000	60,000,000	50,000,000	
申請件数（件）	7	4	5	3	0	
貸付実績	貸付金額（円）	25,862,000	2,927,000	8,749,000	1,990,000	0
	貸付件数（件）	7	4	5	3	0
回収すべき金額（当年度分）A	26,323,000	24,441,500	19,347,000	19,360,000	17,006,000	
回収済み金額（当年度分）B	24,851,000	23,823,500	18,291,000	18,820,000	17,006,000	
回収率（当年度分）B/A	94	97	95	97	100	
回収すべき金額（過年度分）C	89,067,515	84,993,651	82,199,943	77,838,949	72,186,787	
回収済み金額（過年度分）D	9,142,404	8,220,359	3,489,635	4,804,363	3,868,330	
回収率（過年度分）D/C	10	10	4	6	5	
全体の回収率（B+D）/（A+C）	29.46	29.28	21.45	24.31	23.40	
総貸付残高（円）	162,018,769	132,236,269	120,008,269	100,551,269	81,204,269	
総貸付件数（件）	131	126	116	106	93	
不納欠損額（円）	0	2,181,000	106,000	0	0	
不納欠損件数（件）	0	3	1	0	0	
債権放棄（円）	0	0	0	0	0	
債権放棄（件）	0	0	0	0	0	
免除額（円）	0	0	0	0	0	
免除件数（件）	0	0	0	0	0	

(2) 予算額

平成24年度及び平成25年度は7000万円、平成26年度及び平成27年度は6000万円、平成28年度は5000万円と漸減している。

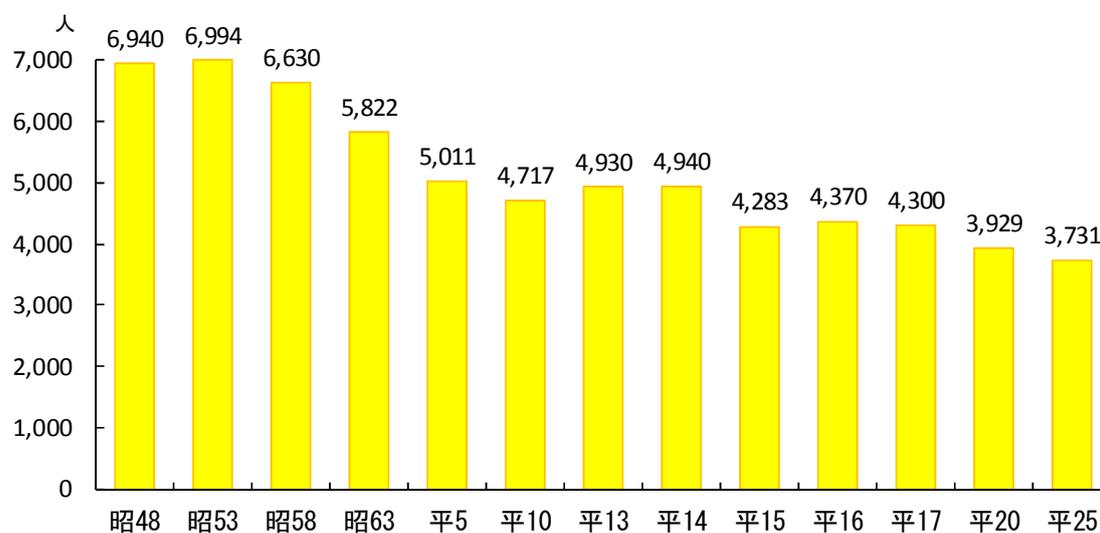
貸付実績が低迷していることから、それに伴い予算も減額されており、今後も更に減額される可能性がある。なお、平成30年度は4000万円の予定である。

(3) 貸付実績

貸付件数は、平成24年度は7件、平成25年度は4件、平成26年度は5件、平成27年度は3件、平成28年度は0件である。

漁業従事者は、次表のとおり年々減少しており、それに伴い本貸付金の需要も減少・低迷している。

漁業就業者数の推移



(4) 回収実績

ア 回収率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当年度分	94%	97%	96%	97%	100%
過年度分	10%	10%	4%	6%	5%
全体	29.46%	29.28%	21.45%	24.31%	23.40%

本貸付金の回収率は、過去5年間30%前後と低調である。

当年度分の回収率は、過去5年間94%～100%で推移しており、良好である。これは、平成19年度以降に貸し付けられた案件の回収率が示されているところ、平成19年度に事務処理要綱が改正され、強制執行受諾約款付公正証書による借用証書の作成が義務づけられたこと等から、高い回収率が維持されていると推察される。

過年度分の回収率は、後記イの延滞状況にあることから、非常に悪い。そのような中で、平成25年度以前は10%台であったが、平成26年度以降は5%と落ち込んでいる。これは、サービスの回収実績が平成25年度を境にして低下したことに起因する（後記民間委託回収実績参照）。委託が開始された平成22年度より積極的な回収業務が行われたため、当初の回収率は10%台を維持していたが、平成26年度以降より、サービスにおいてもより回収困難な債権の管理・回収のみが残るような状況となり、借受人又は連帯保証人からの少額の分割返済がされているだけ、という手詰まりの状況となったため、回収率は5%に減少したと推察される。

イ 償還・延滞状況

本貸付金の貸付件数は、平成 28 年度末現在、93 件である。そのうち、約定償還中の案件は 27 件であり、延滞中の案件は 66 件である。

(ア) 約定償還の案件について

約定償還中の案件は 27 件である。

いずれも、平成 19 年度以降の貸付けであり、ほとんどが約定償還されており、償還状況は良好である。

これらの案件は、平成 19 年度に事務処理要綱が改正され、強制執行受諾約款付公正証書による借用証書の作成が義務づけられたこと等が影響しているようである。

(イ) 延滞中の案件について

延滞中の案件は 66 件である。内訳は次表のとおりである。

H28年度現在

延滞件数 66件	残元金あり 30件	県の自主回収 8件	分割返済中8件
		サービサー委託 22件	対応中17件 委託前より時効到来 5 件
	元金完済 違約金のみ 36件	県の自主回収のみ (∵違約金はサービ サーに委託できない)	分割返済中7件
			返済停止中29件 (連絡取ればその都度返済)

残元金を延滞している案件は 30 件であり、そのうち 8 件は県が自主回収しており、22 件はサービサーに委託されている。また、30 件のうち 4 件は 600 万円を超える貸付けであるため、物的担保が提供されているが、それ以外は連帯保証人が 2 ～ 3 名立てられているのみである。

元金完済後に違約金のみ延滞している案件は 36 件であり、違約金の管理・回収はサービサーに委託することができないため、全て県が行っている。36 件のうち、分割返済中の案件はわずか 7 件であり、約 8 割以上にあたる 29 件は返済されていない。県は、借受人や連帯保証人と連絡が取れた場合には、返済期間 5 年を目処として返済額を協議し、その都度、決定された返済額を調定しているようである。

i 残元金を延滞している案件について

(i) 県が自主回収している分割返済中 8 件について

残元金を延滞している案件で、県が自主回収しているのは分割返済中の 8 件であり、次表のとおりである。

No	貸付年度	償還期間	貸付金額	償還済額	元金延滞額	違約金額	H28返済額	返済方法	連帯保証人への督促状況	担保の有無
1	S57	S61～S62	4,000,000	1,435,099	2,564,901	13,974,625	110,000	月10,000	3名, 督促留保 (借受人返済中のため, 但し年金受給者等で無資力)	無
2	H3	H4～H10	6,000,000	5,569,000	431,000	4,850,776	60,000	不定期	3名, 督促留保 (借受人返済中のため, 但し2名死亡, 1名消息不明)	無
3	H4	H6～H11	660,000	350,000	310,000	729,884	0	不定期	1名, 相続人によりH29年度時効援申立書提出有	無
4	H5	H7～H12	510,000	475,000	35,000	152,509	0	不定期	1名, 督促中 (無資力を理由に支払いされず)	無
5	H8	H10～H18	11,124,000	8,846,360	2,277,640	7,683,248	380,000	年400,000	3名, 督促留保 (借受人返済中のため)	有 土地・建物
6	H8	H10～H12	6,000,000	664,000	5,336,000	12,477,998	60,000	月5,000	3名, 督促留保 (借受人返済中のため, 但し破産・多重債務等により無資力)	無
7	H17	H18～H27	5,400,000	3,240,000	2,160,000	1,380,117	506,000	不定期	3名, 督促留保 (借受人返済中のため保留)	無
8	H18	H19～H25	546,000	390,000	156,000	167,638	0	不定期	1名, 督促留保 (借受人返済中のため保留)	無

※違約金額は、H29年10月末時点のものである。

例えば、No. 1 は、約 30 年以上前の貸付けであり、平成 28 年度末現在で延滞元金 256 万 4901 円、違約金 1397 万 4625 円に上っている。借受人は第 1 回の約定償還から延滞し、返済可能月で月 1 万円程度返済していることから、元金完済までに約 20 年、違約金を含めると完済まで約 141 年を要する。借受人は、金融機関に対する借入れがあり、漁業は廃業し無職である。連帯保証人は 3 名立てられているが、借受人が返済しているため連帯保証人に対する督促は留保されている。もっとも、連帯保証人は年金受給者や事業失敗等により全員無資力であり、回収可能性はほとんど無い。

このように、元金を延滞している案件 8 件は、いずれも借受人による少額の分割返済がなされているにすぎず、元金完済にまで数十年を要し、違約金完済まで考慮すると 100 年を超える状況である。それにもかかわらず、借受人が返済している場合には、連帯保証人に対する督促を留保しているうえ、仮に督促したとしても、無資力の案件が多く回収可能性はほとんど無い状況であるから、現状の返済状況が何ら改善されない。

このような無計画な償還状況では、借受人は極めて長期にわたり不安定な生活状況におかれることから、逆に沿岸漁業従事者等が自主的にその経営、操業状態及び生活の改善を行うことを積極的に促進するという本貸付金の目的を害されるおそれがある。また、連帯保証人も極めて長期にわたる責任を強いられることになり、保証制度の在り方の是非も問われかねない。

また、県の債権管理・回収業務の費用及び労力が増大する一方であり、実効的な回収業務が行われているとは言い難い。

(ii) サービサーに委託されている案件 22 件について

サービサーに委託されている案件 22 件のうち、分割返済中の案件は 12 件、返済停止中の案件は 5 件、時効完成の案件は 5 件である。

まず、分割返済中の案件 12 件は、県が自主回収している案件と同様に（上記(i)記載参照）、月 1 万円～2 万 5000 円の少額の分割返済であり、県の対応に倣い、借受人が返済している場合には、連帯保証人に対する督促を留保されており、必要な調査及び相続人調査等さえ行われていないことから、長期間にわたる少額の分割返済や連帯保証人に対する履行請求の点で問題がある。

次に、返済停止中の案件 5 件は、借受人及び連帯保証人に督促をするも連絡がつかない案件か、連絡はついたが借受人が死亡しており相続人調査中である案件がほとんどである。

また、時効完成の案件 5 件は、次表のとおりである。県は、時効完成後であっても、回収可能性を模索すべく、サービサーへの委託を継続しているようであるが、ほとんど回収可能性がないことから、このままサービサーへの委託を継続すべきなのか疑問である。

時効完成案件

No.	貸付年度	貸付金額	残元金	借受人	連帯保証人①	連帯保証人②	連帯保証人③
1	H7	622,000	622,000	死亡	障害年金受給者		
2	H7	280,000	280,000	死亡	障害年金受給者		
3	H7	412,000	412,000	死亡	障害年金受給者		
4	H9	5,953,000	4,960,000	生活保護	破産	支払困難	破産
5	H9	600,000	400,000	生活保護	破産		

ii 元金完済後、違約金のみ延滞している案件について

既に元金が完済され、違約金のみ延滞している案件は 36 件である。かかる案件は、サービサーに委託することができないため、県において、全ての案件を自主管理・回収しなければならないところ、以下のような現状にある。

(i) 分割返済中の案件 7 件について

元金完済後、違約金のみ延滞している案件 36 件のうち、分割返済が行われている案件は 7 件であり、次表のとおりである。

No	貸付年度	償還期間	貸付金額	償還済額	元金延滞額	違約金額	H28返済額	返済方法	連帯保証人への督促状況	時効到来日
1	H4	H6～H11	370,000	370,000	0	113,319	5,000	月5,000	催告通知あり、督促留保	H39年
2	H6	H8～H13	3,272,000	3,272,000	0	2,985,229	25,000	月10,000	催告通知あり、督促留保	H39年
3	H4	H6～H11	4,870,000	4,870,000	0	978,537	480,000	月40,000	催告通知なし、督促留保	H39年
4	H9	H11～H19	19,198,000	19,198,000	0	1,210,826	120,000	月10,000	催告通知あり、督促留保	H39年
5	H10	H11～H20	11,487,000	11,487,000	0	582,721	100,000	月10,000	催告通知なし、督促留保	H39年
6	H13	H14～H19	6,000,000	6,000,000	0	143,804	220,000	月20,000	催告通知あり、督促留保	H39年
7	H15	H16～H19	4,000,000	4,000,000	0	1,495,203	120,000	月10,000	催告通知なし、督促留保	H39年

各借受人と面談し、5年以内に完済できるように説得し、月々の返済額を協議し

て決定している。

全ての案件において、借受人が返済しているため、連帯保証人に対する請求を留保しているところ、No.2は、平成28年度の返済額が2万5000円であり、このような返済状況では完済までに約120年を要する。

(ii) 返済停止中の案件29件について

元金完済後、違約金のみ延滞している案件36件のうち、全く返済されていない案件は29件である。もっとも、借受人と連絡が取れた際には、返済額を協議し、決定した返済額を不定期で返済してもらっていることから、いずれの案件も時効は完成していない。

また、かかる案件は、返済額が決定してから、その都度返済額を調定するという対応がとられていることから、現時点ではほとんど調定されていない。

違約金額は、上記(i)記載の表と同様の状態であり、違約金額は100万円以上の案件(最高427万3221円)も10件あるが、その他15件は数万円から数十万円単位の案件である。

借受人には、元金完済後に、違約金を返済する意欲が乏しい者が多い。

また、長期延滞により、借受人も連帯保証人も行方不明になっており、所在調査が必要になる案件や、死亡により相続人調査が必要となる案件が多い。また、借受人と連帯保証人が生存しており、所在が明確であっても、貸付審査時よりも資力状況が悪化している者も多く、高齢化により年金生活である者も多い。

物的担保を提供されている案件は、譲渡担保に供されている漁船が古くなり評価価値がゼロになっており、宅地・建物は離島で評価額が低いといった事情から担保権の実行は予定されていない。また、連帯保証人の支払意思が確認できているため、猶予されている場合もある。

このような状況は、元金完済後も違約金を返済し続けている者との間の公平性を害するが、県の担当者は他の業務と兼務している者1人であり、明らかにマンパワーが不足しているため、何らの対応もとれていないのが現状である。

(ウ) 管理状況

貸付年度や償還期間等を一覧することができるような債務者一覧表等は作成されていない。

平成29年度に沿岸漁業改善資金貸付金マニュアル(以下「本貸付金マニュアル」という。)が策定された。同マニュアルでは、債務者毎に債権管理台帳を整備することが求められているところ、延滞が生じた案件については、これまでも延滞者一覧表が作成され、1件毎に「延滞者管理台帳」と題するファイルを作成し、「状況記録」、

「業務報告書（督促・催告・面接・調査等の経過及び処理結果等、時効援用申立書）」、「資産 1 関係」、「連帯保証人関係」、「償還誓約書」、「貸付情報」等に区分けして資料が整理されている。

なお、従前は、延滞者を区分ごとに管理していたが、それ自体に相当な時間を要することや、延滞者の状況も常に変化していることからあまり参考にならないと判断して取りやめたようである。

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数

平成 25 年度に 1 件（218 万 1000 円）、平成 26 年度に 3 件（10 万 6000 円）の不納欠損処理をしている。

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

平成 29 年度に債権管理マニュアルが策定されたことに伴い、現在 1 件の債権について、消滅時効援用の意思確認に関する交渉を行っているところであり、今後はこのような債権について債権放棄等の措置を講じる可能性もあるとのことである。

(7) 免除額及び免除件数 無

4 サービスに対する債券回収業務の委託

(1) 本貸付金の委託概要

県では、平成 22 年度より、「離漁者」や、「県の担当者にて回収困難と判断した案件」について、サービスとの間で、未収金回収業務委託の基本契約書（以下「本契約書」という。）に対し、債権回収を委託している。

委託料は、未収金のうち収納があった金額の 30%の割合とされ（本契約書第 13 条、未収金回収業務委託に関する覚書第 2 条）、委託業務の事務処理に要する費用は、サービスの負担とされている（本契約書第 6 条）

サービスは、県に対し、四半期ごとに進捗状況報告書を作成し、送付することになっている。また、債務者等からの苦情やトラブル等も併せて報告することとされている（本契約書第 15 条）。

(2) 委託実績及び回収実績

サービスの回収率は、次表のとおりである。

民間委託回収実績

単位：件，千円，%

年度	件数	未収金委託額	回収金額	回収率
平成22年度	15	31,012	9,700	31.28
平成23年度	19	42,494	4,601	10.83
平成24年度	28	37,893	3,118	8.23
平成25年度	27	34,775	3,959	11.38
平成26年度	25	32,114	1,827	5.69
平成27年度	17	30,272	241	0.8
平成28年度	22	33,748	1,225	3.63

委託件数は、概ね 15 件～30 件で推移しており、平成 28 年度末現在 22 件である。

委託債権額は、概ね 3000 万円～4000 万円の間で推移しており、その回収率は最大で 31.28%（平成 22 年度）、最低で 0.8%（平 27 年度）、過去 9 年間の平均 10.26%（平成 22 年度～平成 28 年度）となっている。

5 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘

ア 少額返済について

本貸付金は、月 1 万円程度という少額の分割返済が多いが、いずれも約 10～30 年前の貸付けであり、遅延損害金は 12.25% と高利であるため、違約金額が膨張しており、調定されていないため表面化していない額を考慮すると、1000 万円を超える高額になる案件も存在する。そのため、返済期間は元金完済までに数十年を要し、違約金の完済までを考慮すると約 100 年を要することになり、借受人や貸付時の連帯保証人のもとでは事実上返済不可能である。

このような無計画な償還状況では、借受人は極めて長期にわたり不安定な生活状況におかれることから、逆に沿岸漁業従事者等が自主的にその経営、操業状態及び生活の改善を行うことを積極的に促進するという本貸付金の目的を害されるおそれがある。また、債連帯保証人も極めて長期にわたる責任を負担させるものであり、保証制度の在り方の是非も問われかねない。

本貸付金マニュアルでも、「財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。」「早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で 10 年を目処とする。」と規定されている。

したがって、まずは、基本的には借受人や貸付時の連帯保証人のもとでの返済期間 10 年を目処として、期間及び額を見直すべきである。

指摘 1

本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処とするよう、現在の少額の分割返済を見直すべきである。

イ 連帯保証人に対する請求について

借受人が返済している場合には、連帯保証人への請求が留保されている案件がほとんどである。サービサーも同様の対応をとっている。

そのため、長期延滞の間に、連帯保証人の資力状況も大きく変化し、高齢化により年金生活になっていたり、死亡のため相続が発生している状況である。このような対応では、貸付審査時に行われる連帯保証人の資力調査はほとんど意味をなさない。むしろ連帯保証の所在調査や資力調査、相続人調査等の費用及び労力が増大するばかりである。

また、借受人の少額の分割返済だけでは、上記アでも述べたとおり、数十年の返済期間を要し、借受人や連帯保証人に対し著しく長期にわたる過度な負担を強いることになりかねない。

本貸付金マニュアルでも、「完済まで10年を超える見込みの場合は、原則、連帯保証人への履行の請求を併せて行うものとする。」と規定されている。

したがって、県としては、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。

指摘 2

本貸付金マニュアル記載のとおり、完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。

(2) 意見

ア 元金完済後の違約金の調定について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件が36件あるが、借受人との協議により返済が開始された場合のみ違約金が調定されているにすぎず、協議もされず返済もされていない案件は、いずれも調定さえされていない。

標準マニュアルでは、「原則、元本が完結となった」場合には、調定するよう規定されているのであり、少なくとも元金完済時点で違約金の調定を検討されたい。

意見 1

標準マニュアル記載のとおり、遅くとも、元金完済時点で、違約金の調定を検討されたい。

イ 元金完済後の違約金の処理について

元金完済後の違約金については、ほとんどの案件で具体的な対応がされていない。

これでは、償還計画通りに返済した者や、元金完済後も違約金の返済を継続している者との間で不公平が生じるうえ、悪質延滞者が増える可能性もある。

以上のとおりであるから、元金完済後の違約金についても、借受人や連帯保証人に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。

意見 2

元金完済後の違約金について、借受人及び連帯保証人に対し、督促請求するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。

イ 時効完成の案件の処理

総貸付件数 93 件のうち、4 件について消滅時効が完成している。借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理をすべきである。

意見 3

時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されるべきである。

(3) コメント

ア 連帯保証人の過剰徴求

本貸付金では、200 万円以上の貸付けについて、連帯保証人を 3 名必要としているが、3 名もの保証人を確保することは相当難しく、本貸付金の需要が低迷している一因とも思料される。

連帯保証人は、人数だけではなく、資力等の質が確保されることも重要であるから、本法や本規則等の目的や、保証及び担保等に関する規定を考慮し、過剰徴求になっていないか今一度検討されることが望ましい。

第3 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金				
担当部署名(部及び課)	農林水産部 森林管理課				
貸付開始年度	昭和59年度				
根拠規定(法律, 条例, 要綱等)	林業・木材産業改善資金助成法, 林業・木材産業改善資金助成法施行規則, 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付規則				
マニュアル, 手引き等	沖縄県林業・木材産業改善資金債権管理マニュアル				
貸付金の目的	林業・木材産業者の経営の改善, 林業・木材産業生産力の増大を目的としている。				
貸付対象	林業・木材産業従事者				
財源(県, 国, その他のいずれか)	国が3分の2, 県が3分の1				
貸付の方法	県が, 林業・木材産業従事者に対し, 直接貸し付ける。				
前項において金融機関や他の団体等を通じて貸付する場合の県の債権管理方法	-				
当該貸付が単年度貸付であるか否か	無				
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	無				
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名				
広報の有無及び内容	県のHP				
債権管理業務に関する個別研修の有無	無				
貸付の条件	貸付資格の認定を受けること				
利息の有無	無				
利息の利率(年)	無				
遅延損害金の定め	有				
遅延損害金の利率	12.25%				
保証人の要否	要				
物的担保の要否	要				
担保価値の把握方法	固定資産評価, 時価額に担保掛目を乗じた額				
償還方法(ex1年据置半年賦償還)	最長3年据置を含め10年以内の均等年賦償還				
償還猶予規定の有無	有(債務者又は生計を一にする親族の死亡, 疾病又は負傷)				
償還免除規定の有無	無				
期限の利益喪失規定の有無	有				
貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額(円)	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000
申請件数(件)	2	0	0	0	0
貸付実績	貸付金額(円)	8,627,000	0	0	0
	貸付件数(件)	2	0	0	0
回収すべき金額(当年度分) A	8,863,000	6,596,000	6,596,000	8,249,334	6,596,000
回収済み金額(当年度分) B	8,863,000	6,596,000	6,596,000	11,556,000	6,596,000
回収率(当年度分) B/A	100	100	100	140	100
回収すべき金額(過年度分) C	48,295,000	47,086,000	44,270,325	42,327,991	43,825,160
回収済み金額(過年度分) D	1,209,000	2,097,000	1,942,334	1,910,000	1,646,000
回収率(過年度分) D/C	3	4	4	5	4
回収率((B+D)/(A+C))	17.62	16.19	16.79	26.62	16.35
総貸付残高(円)	88,360,000	78,167,000	69,628,666	56,162,666	39,820,666
総貸付件数(件)	33	31	31	31	29
不納欠損額(円)	0	1,500,000	0	0	8,100,000
不納欠損件数(件)	0	1	0	0	1
債権放棄(円)	0	0	0	0	0
債権放棄(件)	0	0	0	0	0
免除額(円)	0	0	0	0	0
免除件数(件)	0	0	0	0	0

※回収すべき金額及び回収済み金額(過年度分)は, 元金完済後の確定した残差約金額を含む。

(2) 本貸付金の概要

沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は, 林業・木材産業等の経営改善や, 新たな生産・販売方法等のための機材・設備の導入等を行う林業・木材産業従事者に対し, 無利子の長期資金を融通する制度である。

本貸付金の活用例としては, きのこ栽培施設や木材加工機械等がある。

県内では、林業・木材産業従事者が少なく、本貸付金の需要はあまり大きくない。

平成16年度より強制執行受諾文言付借用証書の作成が義務づけられたこともあり、それ以降の貸付金については概ね約定償還されている。一方で、総貸付債権のうち約8割を延滞債権が占めており、そのほとんどが平成16年より前の貸し付けで長期延滞となっているものであり、県では管理及び回収に苦慮している状況である。

(3) 根拠規定

昭和51年に林業改善資金助成法が制定され、これに基づき昭和59年に沖縄県林業改善資金貸付規則が制定された。

その後、貸付対象を林業分野重視から木材産業分野にも拡大するため改正され、平成15年に林業・木材産業改善資金助成法（以下「本法」という。）が制定され、これに基づき平成16年に沖縄県林業・木材産業改善資金貸付規則（以下「本規則」という。）及び沖縄県林業・木材産業改善資金事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）が制定された。

(4) 目的

本法第1条において、林業従事者等が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援し、もって林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的としている。

(5) 貸付対象

林業・木材産業に従事する個人及び団体（以下「林業・木材産業従事者等」という。本規則第4条第1項）である。

(6) 財源

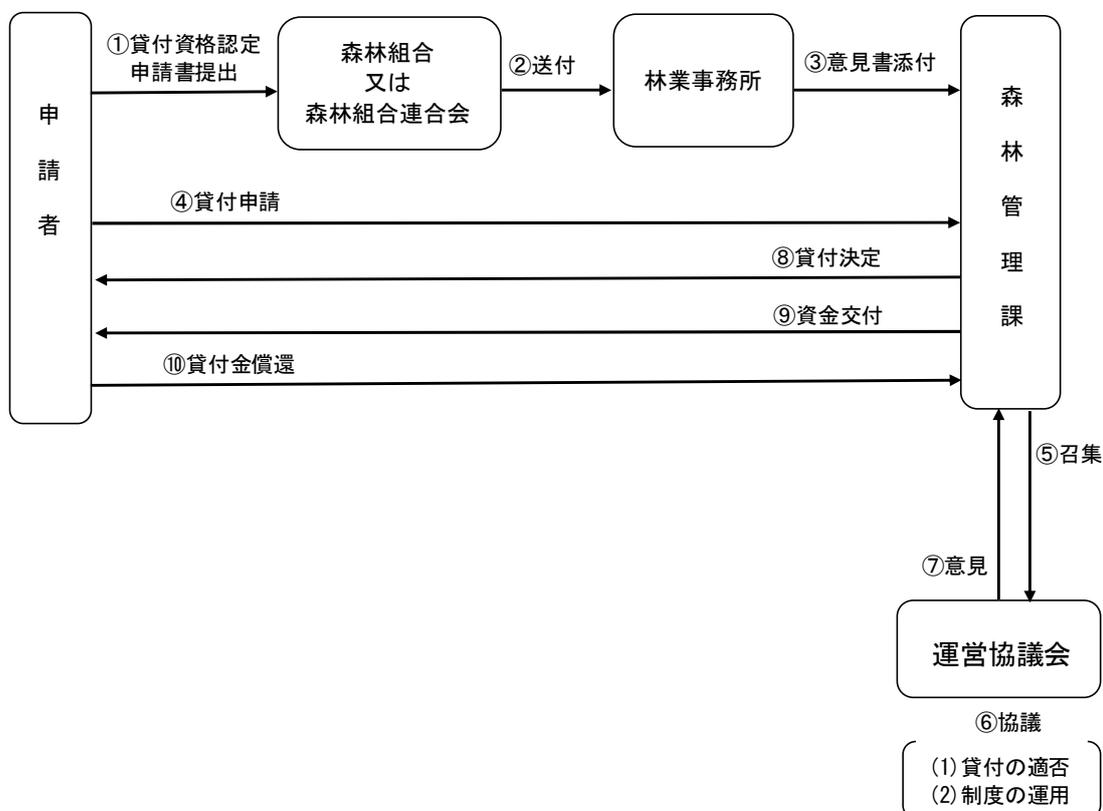
国が3分の2を、県が3分の1を負担している。

(7) 貸付の方法

県が、林業・木材産業従事者等に対して、直接貸し付ける（直貸方式）。

(8) 貸付業務の流れ

林業・林産業改善資金制度の仕組み



(9) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1名

(10) 広報の有無及び内容

沖縄県のホームページ、リーフレットの作成・林業事務所や林業組合等への配付、説明会の開催

(11) 債権管理業務に関する個別研修等の有無 無

2 本貸付金の契約内容

(1) 契約締結の有無及び方法

借用証書の作成（本規則第6条第3項）

ただし、300万円以上の貸付において担保を提供しない場合は、強制執行受諾約款付借用証書とする（事務取扱要領第9の5）。

(2) 契約内容の変更に関する規定

林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書を提出する（本規則第10条）。

(3) 利息

無利子（本規則第3条第2項）

(4) 貸付けを受けるために必要な手続き

林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、貸付資格について知事の認定を受けなければならない（本規則第5条第1項）。

(5) 遅延損害金の有無

年 12.25%（本規則第14条第1項）

(6) 保証人の要否・内容

貸付金の額にかかわらず、連帯保証人を立てなければならない。保証能力又は担保価値は貸付金額以上とされている（本規則第7条第1項, 事務取扱要領第9の1）。

貸付金額	担保	連帯保証人
50万未満	連帯保証人に代えることができる	1名以上（但し、担保を提供した場合は不要とする）
50万以上 500万未満	連帯保証人に代えることができる	2名以上（但し、担保を提供した場合は不要とする）
500万以上 1000万未満	提供	2名以上（但し、担保を提供した場合は不要とする）
1000万以上	提供	3名以上

また、連帯保証人の条件として、①原則として貸付申請者と住居及び生計を同じくする親族以外のもの、②貸付金の最終償還時の年齢が、原則として70歳未満のもの、③債権回収の便宜上、借受申請者と同一市町村又は近隣市町村であることが望ましく、県外の在住者は認めない、④貸付申請者と連帯保証人の相互保証は、原則として認めないとされている（事務取扱要領第9の3）

連帯保証人をつける場合には、林業事務所等の長が連帯保証人及びその他関係者と面談等を行い信用調査を実施し、その結果を林業・木材産業改善資金貸付申請に関する審査・意見書を取りまとめ、貸付申請書に添えて知事に送付することとされている（事務取扱要領第7の1, 2）

(7) 物的担保の要否・内容

貸付金額が500万円以上の場合には、担保を提供しなければならない。（本規則第7条第1項、事務取扱要領第7の2、第9の1）。なお、平成16年度の事務取扱要領の改正により、担保提供が必須となったが、それ以前は連帯保証人を立てることで足りた。

担保は、原則として土地・建物であり、担保として提供すると地上に建物がある場合は、両物件を共同担保とすることとされている。また、原則として第1順位の

抵当権設定登記を付すことが必要となる（事務取扱要領第9の4）。

(8) 償還方法

償還期を1年以内とした貸付金は一時払、その他のものは均等年賦支払（本規則第3条第3項）

(9) 償還猶予規定の有無

有り（本規則第10条）

(10) 償還免除規定の有無 無

(11) 期限の利益喪失規定の有無

有り（本規則第12条第1項）

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000
申請件数（件）	2	0	0	0	0
貸付実績	貸付金額（円）	8,627,000	0	0	0
	貸付件数（件）	2	0	0	0
回収すべき金額（当年度分）A	8,863,000	6,596,000	6,596,000	8,249,334	6,596,000
回収済み金額（当年度分）B	8,863,000	6,596,000	6,596,000	11,556,000	6,596,000
回収率（当年度分）B/A	100	100	100	140	100
回収すべき金額（過年度分）C	48,295,000	47,086,000	44,270,325	42,327,991	43,825,160
回収済み金額（過年度分）D	1,209,000	2,097,000	1,942,334	1,910,000	1,646,000
回収率（過年度分）D/C	40	22	23	22	27
回収率（B+D）/（A+C）	17.62	16.19	16.79	26.62	16.35
総貸付残高（円）	88,360,000	78,167,000	69,628,666	56,162,666	39,820,666
総貸付件数（件）	33	31	31	31	29
不納欠損額（円）	0	1,500,000	0	0	8,100,000
不納欠損件数（件）	0	1	0	0	1
債権放棄（円）	0	0	0	0	0
債権放棄（件）	0	0	0	0	0
免除額（円）	0	0	0	0	0
免除件数（件）	0	0	0	0	0

※回収すべき金額及び回収済み金額（過年度分）は、元金完済後の確定した残違約金額を含む。

(2) 予算額

本貸付金の予算額は、過去5年間1500万円で推移している。

これまで数回にわたり予算の見直しが行われているところ、林業・木材産業に関わる機械が1台あたり1500万円に及ぶものも少なくないため、高額の貸付申請にも対応できるように、当面は当該予算額で対応する予定のようである。

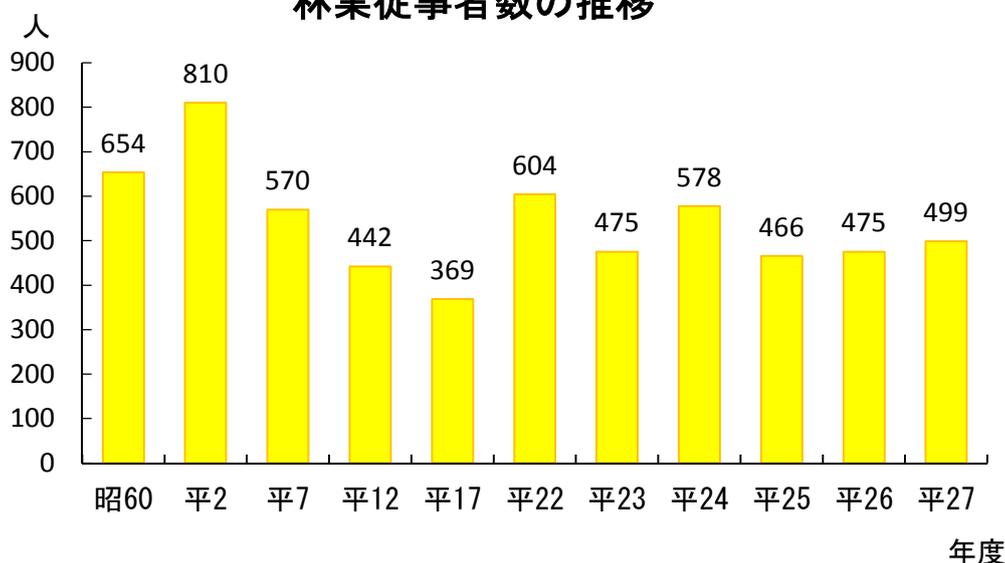
(3) 貸付実績

本貸付金の申請件数及び貸付件数は、平成24年度に2件があった他、平成25年度以降は1件もない。

平成28年度末現在の総貸付件数のうち、約8割の案件が林業経営及び木材産業経営から離脱している状況にある。

また、県内における林業・木材産業従事者は平成 27 年度で約 500 人であるから、本貸付金の需要もあまり高くはない状況にある。

林業従事者数の推移



(4) 回収実績

ア 回収率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当年度分	100%	100%	100%	140%	100%
過年度分	3%	4%	4%	5%	4%
全体	17.62%	16.19%	16.79%	26.62%	16.35%

過去 5 年間の当年度分の回収率は 100% である。平成 27 年度は繰上償還がされたため、回収率は 140% である。これは、平成 17 年度に貸し付けられた案件である。平成 16 年度に事務取扱要領の大幅な改正を行い、それまでは連帯保証人 1 名を立てることで足りていたところを、500 万円以上の貸付けにあたっては物的担保提供を必須とし、連帯保証人の人数も増やした。また、300 万円以上の貸付けについては、物的担保提供をするか、又は物的担保提供しない場合には強制執行受諾約款付公正証書の作成を義務付けた。そのため、いずれも約定償還されているようである。

これに対し、過年度分の回収率は平成 24 年度に 40% であったが、平成 25 年度以降は 20% 台で推移しており、この影響からか全体の回収率は 17% 台前後と低調である。

イ 償還・延滞状況

貸付件数は、平成 28 年度末現在、29 件である。

(ア) 約定償還されている案件について

約定償還されている案件は5件（平成28年度末完済分を含む。）である。

貸付年度は、平成18年度、平成20年度、平成21年度、平成23年度、平成24年度である。

県では、平成16年度に事務取扱要領の大幅な改正を行い、それまでは連帯保証人1名を立てることで足りていたところを、500万円以上の貸付けにあたっては物的担保提供を必須とし、連帯保証人の人数も増やした。また、300万円以上の貸付けについては、物的担保提供をするか、又は物的担保提供しない場合には強制執行受諾約款付公正証書の作成を義務付けた。そのため、平成17年度以降に貸し付けられた案件は、いずれも約定償還されているようである。

(イ) 延滞案件について

延滞案件は24件であり、元金を延滞している案件は22件、元金完済後に違約金を延滞している案件が2件である。

延滞案件の貸付年度は、昭和59年度から昭和64年度まで9件、平成1年度から平成11年度まで12件、平成17年度が1件であるところ、平成17年度の1件の貸付けを除いて、いずれの案件も償還期限を10～30年以上経過している。

i 元金を延滞している案件について

(i) 県が自主回収している案件4件について

元金延滞している案件は22件であり、そのうち、県が自主回収を行っている案件は、事業継続中の4件のみであり、次表のとおりである。

No	貸付年度	貸付金額	償還済額	償還未済額	違約金額	連帯保証人	担保	償還期間
1	S62	1,100,000	0	1,100,000	3,491,038	督促留保 (∵借受人返済中のため)	なし	4年
2	H4	1,000,000	710,000	290,000	525,627	督促留保 (∵借受人返済中のため)	なし	4年
3	H6	1,500,000	710,000	790,000	2,024,039	督促留保 (∵借受人返済中のため)	なし	5年
4	H17	3,400,000	2,550,000	850,000	1,074,348	督促留保 (∵借受人返済中のため)	土地・建物	5年

No.1は、借受人が返済しており、返済額は返済可能月で月2000円程度である。元金完済までに約45年を要し、更に約30年以上の延滞により発生した違約金の返済までとなると約200年の長期に及ぶものとなる。しかし、借受人は高齢の年金受給者であり、これ以上の返済金額の増額や、訴訟提起等は見込めない。また、借受人が返済しているため、連帯保証人に対する督促は留保されているうえ、連帯保証人は所在不明であったり、無資力である等回収可能性はほとんど無い状況である。

No.4は、借受人が返済しており、返済額は返済可能月で月5万円程度である。生産高がゼロの年度もある等、生産状況が厳しいことから、安易に返済額を増額できず、提供されている物的担保も林業・木材産業の経営に必須の設備であるから、廃

業しない限り担保権の実行をすることは難しい状況である。しかし、現状維持できれば、元金完済までには約1年ほどであり、又発生している違約を考慮しても、返済までに約3年ほどである。この案件は、平成16年度の事務取扱要領改正直後の貸付けのため、担保が提供されていることもあって、完済の目処がある。

いずれの案件も、借受人から毎月返済可能額を確認し、納付書が発行されているとのことである。県としては、林業・木材産業を継続している案件については、その継続に配慮した管理・回収業務を行っているとのことであるが、極めて長期間にわたる少額の分割返済のため、逆に林業・木材産業の経営の改善、生産力の増大という本貸付金の目的を害し、連帯保証人に対しても過度の負担を強いるものとなっている。

(ii) サービサーに委託されている案件19件（不納欠損1件含む。）について

サービサーに委託されている案件は19件である。

そのうち分割返済中の案件は13件である。借受人又は連帯保証人によって定期又は不定期に月1万円～2万円程度が返済されている。全ての案件において、借受人から返済されている場合には、連帯保証人に対する督促等は留保されている。留保されている場合には、連帯保証人の生活状況や資力状況は調査されていないため、回収可能性の有無は不明である。いずれの案件も、上記iで述べたとおり、長期間にわたる少額の分割返済や連帯保証人に対する履行請求の点で同様の問題がある。

また、返済停止中の案件は6件である。次表のとおりである。

No	貸付年度	貸付金額	残元金	違約金	借受人	連帯保証人①	連帯保証人②	連帯保証人③	最終弁済日
1	S59	1,000,000	240,000	1,602,301	破産	督促留保	時効援用		H26.6
2	S61	1,500,000	1,500,000	4,931,915	県外施設入所	債務否認	債務否認		返済なし
3	H1	5,400,000	4,305,000	12,689,066	所在不明	時効援用	時効援用	返済拒否	H3.2
4	H4	6,000,000	1,200,000	2,844,147	文書督促・返答無し	弁護士介入	所在不明	死亡・相続人支払能力なし	H9.3
5	H8	14,660,000	5,520,000	12,145,322	事業閉鎖	督促留保	高齢・年金生活	文書督促・返答なし	H12.12
6	H11	6,000,000	4,000,000	6,510,958	督促留保	督促留保	督促留保	督促留保	H15.3

返済停止中の案件6件は、全て消滅時効が完成している。

サービサーが借受人や連帯保証人に対し請求をしても、消滅時効を援用されることが考えられる。また、仮に、借受人や連帯保証人が債務を承認したとしても、借受人及び連帯保証人とも所在不明又は無資力であるから、回収可能性はほとんど無い。

ii 元金完済後、違約金のみ延滞している案件2件について

元金完済後、違約金のみ延滞している案件は2件である。次表のとおりである。

No	貸付年度	貸付金額	償還済額	違約金額	違約金償還額	連帯保証人	担保	最終弁済
1	S59	1,500,000	1,500,000	781,325	0	督促留保	なし	H25
2	H6	5,000,000	5,000,000	3,407,840	0	督促留保	なし	H25

元金完済後は、年に1回の督促状の送付と電話による現状確認等がされるほか、特に何らの対応もされないまま現在に至っている。2件とも借受人及び連帯保証人とも所在不明又は無資力であるため、回収可能性はほとんど無い。

ウ 管理状況

貸付台帳一覧表が作成されている。かかる一覧表では、主に、元金の償還済額と償還未済額が記載されているが、違約金額や消滅時効の期限については記載されていない。

平成29年度に、林業・木材産業改善資金貸付金マニュアル（以下「本貸付金マニュアル」という。）が策定された。これにより、各債務者ごとに、債権者台帳を作成することが求められているところ、従前は、延滞が生じた案件についてのみ、延滞者一覧表に記載されるとともに、延滞案件1件毎に「延滞者管理台帳」ファイルが作成され、「状況記録」、「業務報告書（督促・催告・面接・調査等の経過及び処理結果等、時効援用申立書）」、「資産関係」、「連帯保証人関係」、「償還誓約書」、「貸付情報」等に区分けされて整理されている。

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数

平成25年度に1件（150万円）、平成28年度に1件（810万円）の不納欠損処理をしている。

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

(7) 免除額及び免除件数 無

4 サービスに対する債権回収業務の委託

(1) 本貸付金の委託概要

県では、平成23年度より、「林業を廃業している案件」について、サービスとの間で、未収金回収業務委託の基本契約書（以下「本契約書」という。）を締結し、債権回収を委託している。

委託料は、未収金のうち収納があった金額の30%の割合とされ（本契約書第13条、未収金回収業務委託に関する覚書第2条）、委託業務の事務処理に要する費用は、サービスの負担とされている（本契約書第6条）

サービスは、県に対し、四半期ごとに進捗状況報告書を作成し、送付することになっている。また、債務者等からの苦情やトラブル等も併せて報告することとされている（本契約書第15条）

(2) 委託実績及び回収実績

サービスの回収率は、次表のとおりである。

民間委託回収実績

(単位：千円、%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
委託件数	12	20	21	20	20	19
委託債権額〔a〕	28,390	35,115	35,156	40,179	38,287	36,637
回収実績額〔b〕	150	1,059	1,977	1,747	1,880	1,446
回収率〔b/a〕	0.53%	3.02%	5.62%	4.35%	4.91%	3.95%

委託件数は、初年度を除き概ね20件程度であり、平成28年度末現在19件である。

委託債権額は、初年度を除き概ね3500万円～4000万円台で推移しており、回収率は最大で5.62%（平成25年度）、最低で0.53%（平成23年度）、過去6年間では平均3.73%（平成23年度～平成28年度）である。

5 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘

ア 少額返済について

本貸付金の返済額は月々2,000円や1万円程度と極めて少額であり、元金完済までに数十年を要し、延滞期間の長期化により発生している高額の違約金までを含めると、100年は優に超えるような状況が発生している。

このような無計画な償還状況では、借受人は極めて長期にわたり不安定な生活状況におかれることから、逆に林業・木材産業の経営の改善、生産力の増大という本貸付金の目的を害されるおそれがある。また、債連帯保証人も極めて長期にわたる責任を負担させるものであり、保証制度の在り方の是非も問われかねない。

本貸付金マニュアルでも、「債務者の財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。」「早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」と規定されている。

以上のとおりであるから、まずは、基本的には借受人や貸付時の連帯保証人のもとの返済期間10年を目処として、期間及び額を見直すべきである。

指摘1

本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処とするよう、現在の少額の分割返済を見直すべきである。

イ 連帯保証人に対する請求について

借受人が返済している場合には、連帯保証人への請求が留保されている案件がほとんどである。サービサーも同様の対応をとっている。

そのため、長期延滞の間に、連帯保証人の資力状況も大きく変化し、高齢化により年金生活になっていたり、死亡のため相続が発生している状況である。このよう

な対応では、貸付審査時に行われる連帯保証人の資力調査はほとんど意味をなさない
いうえ、むしろ連帯保証の所在調査や資力調査、相続人調査等の費用及び労力が増
大するばかりである。

また、借受人の少額の分割返済だけでは、上記アでも述べたとおり、数十年の返
済期間を要し、借受人や連帯保証人に対し著しく長期にわたる過度な負担を強いる
ことになりかねない。

本貸付金マニュアルでも、「完済まで 10 年を超える見込みの場合は、原則、連帯
保証人への履行の請求を併せて行うものとする。」と規定されている。

以上のとおりであるから、県としては、原則、連帯保証人に対しても履行請求さ
れるべきである。

指摘 2

本貸付金マニュアル記載のとおり、完済まで 10 年を超える見込みの案件につい
ては、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。

(2) 意見

ア 元金完済後の違約金の調定について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件が 2 件あるが、元金完済後は何ら具体
的な対応はされておらず、調定さえされていない。

標準マニュアルでは、「原則、元本が完結となった」場合には、調定するよう規定
されているのであり、少なくとも元金完済時点で違約金の調定を検討されたい。

意見 1

標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、違約金の調定を
検討されたい。

イ 元金完済後の違約金の処理について

元金完済後の違約金については、ほとんどの案件で具体的な対応がされていない。
これでは、償還計画通りに返済した者や、元金完済後も違約金の返済を継続してい
る者との間で不公平が生じるうえ、悪質延滞者が増える可能性もある。

以上のとおりであるから、元金完済後の違約金についても、借受人や連帯保証人
に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力がないと判断された案件
等については、債権放棄等を検討されたい。

意見 2

元金完済後の違約金について、借受人及び連帯保証人に対し、督促請求するか、
又は借受人及び連帯保証人に返済能力がないと判断された案件等については、債

権放棄等を検討されたい。

ウ 時効完成の案件について

サービサーに委託されている案件 19 件のうち、消滅時効が完成している案件が 6 件ある。借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理をすべきである。

意見 3

時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されるべきである。

(3) コメント

ア 協議会の議事録の作成

本貸付金は、林業・木材産業改善資金運営協議会運営要領 3 項に基づき、協議会が開催され、その都度審査結果報告書が作成されているが、これには審査結果が記載されているだけで、審査過程や審査内容等は記載されない。

審査過程や審査内容を記録することにより、責任の所在が明確になるとともに、協議会の審査の形骸化を防止し得ることから、協議会が開催された場合には、議事録が作成されることが望ましい。

イ 連帯保証人の過剰要求

500 万円以上 1000 万円未満の貸付けは、担保を提供したうえ、連帯保証人を 2 名以上必要とし、1000 万円以上の貸付けに至っては、担保を提供したうえ、連帯保証人を 3 名以上必要としている。そのうえ、連帯保証人の条件も生計が別である必要があり、県内在住者に限られる等制約が厳しい。このような状況では、本貸付金の需要があっても、条件を満たすことが難しく、申請を断念する者がいる可能性がある。

本貸付金の需要が低迷しているのは、このような事情も一因となっていると考えられることから、本法や本規則等の目的や、保証及び担保等に関する規定を前提に、過剰な要求になっていないか今一度検討されることが望ましい。

ウ 貸付台帳一覧表の整備について

県は、貸付台帳一覧表及び各借受人の貸付台帳を作成しているが、貸付台帳一覧表には、主に償還済金額と償還未済金額の記載があるだけで、発生している違約金額や、消滅時効の期限については何ら記載されていない。県は、元金だけでなく、違約金まで回収しなければならないうえ、消滅時効の期間を管理する必要があるところ、各借受人の貸付台帳から書類を取り出して、違約金や消滅時効の期限を確認するのでは、事務作業の効率が悪いことから、少なくとも違約金額及び消滅時効期

限については一見して把握できるように貸付台帳一覧表に記載する等整理することが望ましい。

第4 中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付金	
担当部署名（部及び課）	農林水産部 流通・加工推進課	
貸付開始年度	昭和61年度	
根拠規定（法律，条例，要綱等）	無（契約書に従う。）	
マニュアル，手引き等	無	
貸付金の目的	青果物取引の拡大と市場精算システムの円滑化を図るために，資金力が脆弱な買受人の短期決済義務を補うこと	
貸付対象	沖縄県中央卸売市場精算株式会社	
財源（県，国，その他のいずれか）	県	
貸付の方法 （県が直接貸すのか，金融機関や他の団体等を通じて貸すのか）	県が，沖縄県中央卸売市場精算株式会社（以下「精算会社」という。）に対し，直接貸し付ける。	
金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	—	
当該貸付が単年度貸付であるか否か	単年度貸付	
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	平成27年度包括外部監査結果報告の際に，「精算会社への監督機能としては取締役会での相互けん制のほか，監査役が監査も実施されているが，監査役が定款で会計監査に限定され，業務については監査権限を有していないことから期中の精算会社の業務運営の適正性がどのように担保されているかが不明である。県として精算会社の期中の業務運営が適切に実施されているかをモニタリングする体制が必要であると考え。」との意見があった。この意見については，措置済みである。	
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名	
広報の内容	県中央卸売市場HPの市場概要P27（H29.8.29時点）にて記載	
債権管理業務に関する個別研修の有無	無	
貸付の条件	沖縄県中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付契約書	
利息の有無	有	
利息の利率（年）	0.60%	
遅延損害金の定め	有	
遅延損害金の利率（年）	14.60%	
保証人の要否	否	
物的担保の要否	否	
担保価値の把握方法	—	
償還方法（ex1年据置半年賦償還）	年度末に一括償還	
償還猶予規定の有無	無	
償還免除規定の有無	無	
期限の利益喪失規定の有無	無	

貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額（円）	167,231,000	166,926,000	166,926,000	166,000,000	166,000,000	
申請件数（件）	1	1	1	1	1	
貸付実績	貸付金額（円）	167,231,000	166,926,000	166,926,000	166,000,000	166,000,000
	貸付件数（件）	1	1	1	1	1
回収すべき金額（当年度分）A	167,899,007	167,647,669	167,611,997	166,791,901	166,709,479	
回収済み金額（当年度分）B	167,899,007	167,647,669	167,611,997	166,791,901	166,709,479	
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	0	0	
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0	
回収率（B＋D）／（A＋C）	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
総貸付残高（円）	0	0	0	0	0	
総貸付件数（件）	0	0	0	0	0	
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0	
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0	
債権放棄（円）	0	0	0	0	0	
債権放棄（件）	0	0	0	0	0	
免除額（円）	0	0	0	0	0	
免除件数（件）	0	0	0	0	0	

※回収すべき金額(当年度分)及び回収済み金額(当年度分)には、利息を含む。

(2) 本貸付金の概要

中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、昭和59年に開設された沖縄県中央卸売市場の青果物取引の拡大と市場の精算システムの円滑化を図るために、資金力が脆弱な買受人の短期決済義務を補うことを目的として、中央卸売市場精算株式会社（以下「精算会社」という。）が買受人のために行う立替業務に必要な資金を貸し付けるための制度である。

昭和61年より、県と金融機関（沖縄銀行、琉球銀行）との協調融資が行われている。県は精算会社に対し、本貸付金（近年は約1億6600万円）を貸し付け、精算会社はこれを金融機関に全額預託し、金融機関は精算会社に対し預託金の3倍にあたる融資（近年は約5億円）を行う仕組みである。

制度開始以来約30年以上にわたり中央卸売市場における青果物取引を下支えしており、現在までに精算会社の事業運営には赤字は生じておらず、協調融資の返済に支障は無いが、立替業務における高額な未収金が発生している状況にある。

(3) 根拠規定 無

ただし、毎年度、県と精算会社との間で締結される沖縄県中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付契約書（以下「本契約書」という。）に従う。

(4) 目的

沖縄県中央卸売市場取引の拡大と健全化、市場の精算システムの円滑化を図るために、資金力が脆弱な買受人の短期決済義務を補うことを目的としている。

(5) 貸付対象者

沖縄県中央卸売市場精算株式会社である。

昭和59年に、沖縄協同青果（卸売業者）、沖縄県青果卸売協同組合（仲卸業者の

組合), 沖縄県売買参加者事業協同組合(売買参加者)の協同出資により設立された。

(6) 財源

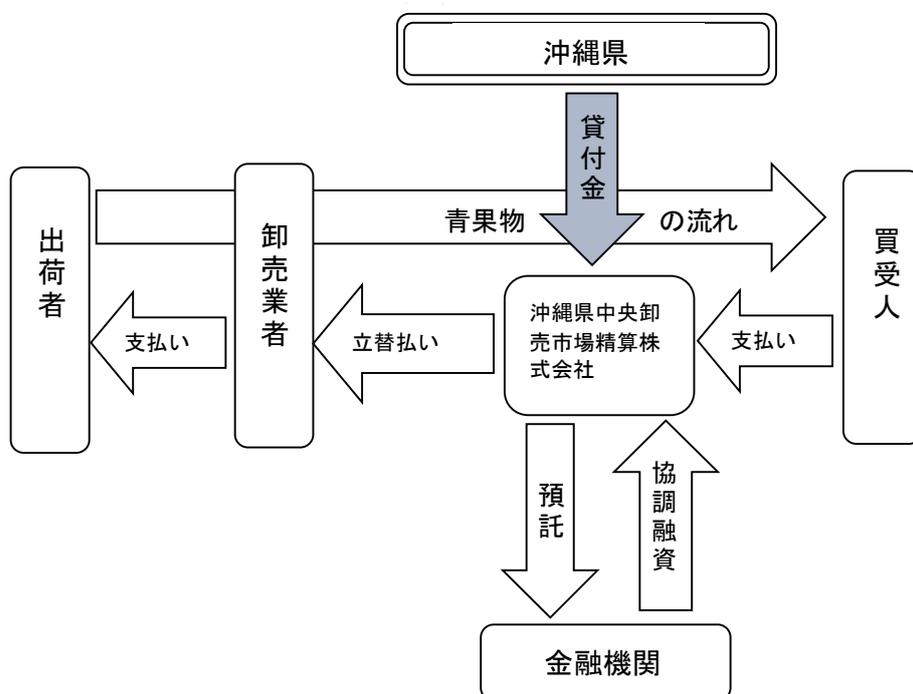
県が全額負担している。

(7) 貸付の方法

ア 県が、精算会社に対し、直接貸し付ける。

イ 単年度貸付(年度中に交付した貸付金の償還を年度末に受けるが、翌年度に再び貸付けを行う)である。

(8) 貸付業務の流れ



ア 県・金融機関と精算会社との関係

県と金融機関(沖縄銀行、琉球銀行)との協調融資が行われている。

まず、県が精算会社に対し、本貸付金(近年は約1億6600万円)を貸し付け、精算会社はこれを金融機関に全額預託し、金融機関が精算会社に対し預託金の3倍にあたる融資(近年は約5億円)を行う。

イ 精算会社と買受人との関係

中央卸売市場の青果物の買受人は、仲卸業者14業者、売買参加者66業者である。

買受人の青果物の買上金の決済方法には二通りある。一つは、本貸付金が予定しているもので、原則精算会社の立替制度を利用する方法である。買受人は買上金の

決済日に、精算会社に一旦立替払いをしてもらうことにより支払期間を延長し、後日精算会社に対し立替金を支払うことになる。もう一つは、買受人は買上金の決済日に、原則自己資金で決済をするが、自己資金の不足等の理由から決済できなかった場合に、例外的に精算会社の立替制度を利用する方法である。いずれの方法であっても、買受人は精算会社の立替制度を利用する場合があるため、以下の内容の契約を締結している。

① 買受人は、1日の買受金額の11日分に達するまで保証積立をしなければならない。買受人が、買上金を完納したときは、その金額に応じ精算会社から完納奨励金が支払われるが、そのうち1000分の2を保証積立金に充当しなければならない（同契約書第3条2項、3項）。

② 買受人は、精算会社に対し、保証金300万円を寄託しなければならない（同契約書第5条）。

③ 精算会社が認める連帯保証人を2名立てなければならない（同契約書第6条）。

④ 精算会社は、買受人に未納金が発生したとき等は、県と卸売業者（売渡人）に通知するとともに協議のうえ精算業務の引受けを停止することができる（同契約書第7条）。

(9) 単年度貸付であるか否か

単年度貸付である。

(10) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1名

(11) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容

平成27年度の包括外部監査において、精算会社への監督機能としては取締役会での相互けん制のほか、監査役の監査も実施されているが、監査役の権限が定款で会計監査に限定され、業務については監査権限を有していないことから期中の精算会社の業務運営の適正性がどのように担保されているかが不明であるため、県として精算会社の期中の業務運営が適切に実施されているかをモニタリングする体制が必要であるとの意見が付された。なお、この意見に対しては措置済である。

(12) 広報の有無及び内容

沖縄県ホームページ

(13) 債権管理業務に関する研修等の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 契約締結の有無及び方法

年度毎に本契約書を作成する。

(2) 契約内容の変更に関する規定 無

(3) 利息の有無

年 0.6% (本契約書第 4 条)

(4) 貸付けを受けるために必要な手続き 無

(5) 遅延損害金の有無

年 14.6% (本契約書第 5 条)

(6) 保証人の要否・内容 否

(7) 物的担保の要否・内容 否

(8) 償還方法

年度末に一括償還 (本契約書第 3 条)

(9) 償還猶予規定の有無 無

(10) 償還免除規定の有無 無

(11) 期限の利益喪失規定の有無

本契約書の内容に違反して貸付金を運用した場合は、知事は、沖縄県中央卸売市場精算株式会社に対して返還請求を行うことができ、精算会社はこれに応じなければならない (本契約書第 7 条)。

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額 (円)	167,231,000	166,926,000	166,926,000	166,000,000	166,000,000	
申請件数 (件)	1	1	1	1	1	
貸付実績	貸付金額 (円)	167,231,000	166,926,000	166,926,000	166,000,000	166,000,000
	貸付件数 (件)	1	1	1	1	1
回収すべき金額 (当年度分) A	167,899,007	167,647,669	167,611,997	166,791,901	166,709,479	
回収済み金額 (当年度分) B	167,899,007	167,647,669	167,611,997	166,791,901	166,709,479	
回収すべき金額 (過年度分) C	0	0	0	0	0	
回収済み金額 (過年度分) D	0	0	0	0	0	
回収率 (B + D) / (A + C)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
総貸付残高 (円)	0	0	0	0	0	
総貸付件数 (件)	0	0	0	0	0	
不納欠損額 (円)	0	0	0	0	0	
不納欠損件数 (件)	0	0	0	0	0	
債権放棄 (円)	0	0	0	0	0	
債権放棄 (件)	0	0	0	0	0	
免除額 (円)	0	0	0	0	0	
免除件数 (件)	0	0	0	0	0	

※回収すべき金額(当年度分)及び回収済み金額(当年度分)には、利息を含む。

(2) 予算額

平成 24 年度は 1 億 6723 万 1000 円、平成 25 年度及び平成 26 年度は 1 億 6692 万

6000 円、平成 27 年度及び平成 28 年度は 1 億 6600 万円とほぼ横ばいである。制度開始以来、予算額はほぼ同程度の金額で推移しているが、近年、青果物の取扱高が減少しているため、貸付金額も多少漸減しており、今後もそのような傾向にある。

(2) 貸付実績

制度開始以来、毎年度、精算会社に貸し付けられている。

(3) 回収実績

ア 本貸付金の回収実績について

単年度貸付であるため、100%である。

イ 精算会社の回収実績について

(ア) 買上額の回収実績（全業者）

精算会社が立替払いをした買上額の回収実績（全業者）は、次表のとおりである。

	買上額	回収額	未収額
A	394,609,587	394,609,587	0
B	193,761,137	193,761,137	0
C	161,313,710	161,313,710	0
D	266,928,995	266,928,995	0
E	1,011,844,954	1,011,844,954	0
F	739,104,428	739,104,428	0
G	80,213,520	68,030,443	12,183,077
H	1,119,411,839	1,119,411,839	0
I	766,238,753	766,238,753	0
K	1,183,579,125	1,183,579,125	0
K	29,264,279	29,264,279	0
L	1,549,554,542	1,549,554,542	0
M	1,025,054,417	938,842,486	86,211,931
N	286,368,161	286,368,161	0
O	8,010,725	8,010,725	0
P	16,506,470	16,506,470	0
Q	247,047,301	247,047,301	0
R	34,787,671	34,787,671	0
S	3,921,099	3,921,099	0
T	150,437,138	150,437,138	0
U	25,903,548	25,903,548	0
V	18,508,591	18,508,591	0
W	8,999,653	8,999,653	0
X	81,431,779	81,431,779	0
Y	18,117,182	8,160,005	9,957,177
Z	13,075,035	13,075,035	0
AA	48,830,741	48,830,741	0
AB	99,975,929	83,093,855	16,882,074
AC	22,444,882	22,444,882	0
AD	112,524,143	112,524,143	0
AE	21,612,929	21,612,929	0
AF	36,117,369	32,302,698	3,814,671
AG	25,175,077	25,175,077	0
AH	390,790,960	390,790,960	0
AI	25,313,499	25,313,499	0
AJ	59,451,092	59,451,092	0
AK	196,986,724	196,986,724	0
AL	119,196,020	119,196,020	0
AM	877,458,403	877,458,403	0
	買上額	回収額	未収額
AN	72,355,750	72,355,750	0
AO	78,096,543	78,096,543	0
AP	43,819,206	43,819,206	0
AQ	112,279,482	112,279,482	0
AR	407,734,561	407,734,561	0
AS	25,365,352	25,365,352	0
AT	27,986,611	27,986,611	0
AU	6,860,591	6,254,275	606,316
AV	21,936,614	21,936,614	0
AW	18,303,393	18,303,393	0
AX	38,155,771	34,208,114	3,947,657
AY	310,363,579	310,363,579	0
AZ	21,995,918	21,995,918	0
BA	15,795,557	8,779,172	7,016,385
BB	68,103,636	68,103,636	0
BC	30,255,279	30,255,279	0
BD	105,517,093	105,517,093	0
BE	261,915,774	261,915,774	0
BF	6,527,666	6,527,666	0
BG	68,022,898	68,022,898	0
BH	388,431,315	388,431,315	0
BI	102,842,383	99,498,584	3,343,799
BJ	9,032,320	9,032,320	0
BK	59,038,457	59,038,457	0
BL	130,972,165	130,972,165	0
BM	25,694,238	25,694,238	0
BN	33,727,285	33,727,285	0
BO	104,402,276	104,402,276	0
BP	11,002,787	11,002,787	0
BQ	19,787,529	19,787,529	0
BR	9,562,001	9,562,001	0
BS	937,688,382	937,688,382	0
BT	84,235,036	84,235,036	0
BU	165,990,081	165,990,081	0
BV	277,667,849	277,667,849	0
BW	275,909,959	275,909,959	0
BX	1,627,739	1,627,739	0
BY	1,539,644	1,539,644	0
BZ	0	0	700,869
合計	11,469,871,407	11,340,822,477	144,663,956

※塗りつぶし:原則立替制度を利用する業者

※未収額:平成28年度末までの累積額

上記 1 (8)「貸付業務の流れ」で述べたとおり、精算会社では、原則立替制度を利用している買受人（塗りつぶし参照）と、例外的に立替制度を利用している買受人（塗りつぶし無し参照）がいる。

平成 28 年度は、全体で 1 億 2904 万 8930 円の未収金が存在している（当年度及び過年度発生分を含む。）。そのうち、原則立替制度を利用している買受人は、2 業者で 9839 万 5008 円の未収金が存在している。例外的に精算会社の立替制度を利用している買受人は、8 業者で 3065 万 3922 円の未収金が存在している。

(イ) 原則精算会社の立替制度を利用している買受人について

原則精算会社の立替制度を利用している業者の回収実績は、次表のとおりである。

立替年度別一覧(立替制度利用)

買上金回収実績 (原則精算会社の立替制度を利用している業者)

単位:円

	立替額	回収額	回収率	未収額	未収額内訳
平成24年度	9,414,163,910	9,316,065,334	99.0%	18,303,666	・未収業者数1
平成25年度	9,074,842,815	8,898,489,802	98.1%	16,511,870	・未収業者数1
平成26年度	8,768,159,063	8,656,023,787	98.7%	52,040,848	・未収業者数2
平成27年度	9,452,466,209	9,259,739,113	98.0%	46,354,681	・未収業者数2
平成28年度	5,757,659,414	5,596,646,394	97.2%	98,395,008	・未収業者数2 ※未収額36,221,931は、平成29年4月21までに回収済

原則立替制度を利用している業者の立替金の回収率は、過去 5 年間 97%～99% であり一見すると良好のように思われるが、精算会社の立替金額自体が数十億円と高額であるため、その割合に占める未収金額（当該年度までの累積額）自体は数千円と高額にならざるを得ない。

特に、平成 28 年度の未収額は約 9800 万円と過去 5 年間で最も高額である。平成 28 年度に未収金が存在(当年度及び過年度発生分を含む。)しているのは 2 業者(G, M) である。

業者Gは、平成 24 年度に発生した未収金 836 万 9030 円及び平成 28 年度に発生した未収金 381 万 4047 円がある。かかる未収金額は精算会社に寄託されている保証金及び保証積立金の合計額の範囲内に収まっている。

一方、業者Mは、平成 25 年度に発生した未収金 5000 万円及び平成 28 年度に発生した未収金 3621 万 1931 円がある。この時点で、かかる未収金額は精算会社に寄託されている保証金及び保証積立金の合計額を約 6100 万円上回っており、その後平成 28 年度に発生した未収金 3621 万 1931 円が平成 29 年 4 月に返済されたものの、それでも未だ寄託されている保証金及び保証積立金の合計額を上回る状態であり、看過できない状況にある。精算会社は、今後、連帯保証人に対する督促等を行っていく予定であるとのことだが、連帯保証人の資力で補填し得るか疑問であり、早急に打開策を講じる必要があると思料される。

(ウ) 例外的に立替制度を利用している買受人について

例外的に立替制度を利用している買受人の立替金の回収実績は、次表のとおりである。

立替制度利用していない業者年度別一覧

買上金回収実績（例外的に精算会社の立替制度を利用している業者）

単位：円

	買上額	回収額	回収率	未収額	未収額内訳
平成24年度	5,979,338,849	5,927,823,389	99.1%	54,198,927	・未収業者数13
平成25年度	6,512,751,081	6,458,489,156	99.2%	55,907,794	・未収業者数16
平成26年度	6,917,648,080	6,866,714,661	99.3%	57,522,131	・未収業者数14
平成27年度	7,598,607,340	7,543,268,441	99.3%	56,179,768	・未収業者数15
平成28年度	10,092,754,713	10,046,485,765	99.5%	46,268,948	・未収業者数8

例外的に立替制度を利用している買受人の立替金の回収率は、過去5年間99%を超えてはいるが、毎年度、4000万円～5000万円台（当該年度までの累積額）の未収金が存在している。

平成28年度に未収金が存在（当年度及び過年度発生分を含む。）しているのは8業者（番号Y、AB、AF、AU、AX、BA、BH、BZ）であり、未収金額は合計4626万8948円である。8業者のうち7業者（Y、AB、AF、AX、BA、BH、BZ）は、各業者の保証金及び保証積立金の合計額の範囲を超えている。業者Yは995万7177円、業者ABは1022万7421円、業者AFは182万1009円、業者AXは303万2533円、業者BAは620万3958円、業者BHは62万5964円、業者BZは70万869円（廃業）であり、総額3193万8931円となる。

(エ) 小括

このように、精算会社では、平成28年度の立替金の未収金が合計1億余り（約3000万円は平成29年4月に返済された。）も存在している。平成28年度末における預り保証金は1億603万5996円、保証積立金は6億4238万2072円であり、合計7億4841万8068円であるから、平成28年度末現在の未収金額はその範囲内に収まってはいない。

しかし、各買受人ごとにみると、発生している未収金額は、各買受人から寄託された保証金及び保証積立金の合計額の範囲を超えている場合が複数散見される。寄託された保証金及び保証積立金を充当することで立替金を回収することができない

場合には、連帯保証人への請求や、精算業務の引受停止を検討する必要があるが、買受人が事業を継続している間はいずれの措置もとられていない。特に、引受停止となると、買受人の事業継続が不能となり、倒産等に追い込んでしまうおそれがあることから、容易にかかる措置を講じることはできないようである。

買受人が死亡したり、廃業した場合には、連帯保証人に対する請求がされているが、1業者あたりの未収金額は高額であることから、連帯保証人の資力で担保されない事態も生じているようである。

このような状況が続けば、精算会社の財務状況の悪化により、いずれは県と金融機関の協調融資の返済自体に支障が生じ得る可能性も否定できない。

(4) 不納欠損額及び不納欠損件数 無

(5) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

(6) 免除額及び免除件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見

ア 単年度貸付について

本貸付金は単年度貸付であるため、約30年以上にわたり毎年度、貸付けと返済が繰り返されており、今後もその終期は未定であり、「出資」又は「確定期限のない長期貸付け」とも評価し得る実態がある。

また、年度末に一括返済・償還され、翌年度に改めて貸付けがされることから、年度末現在の貸借対照表には債権残高として計上されないため、県の貸借対照表の透明性、説明責任が十分に果たされない可能性がある。

さらに、精算会社の償還・返済の実態が不明確になり、県による適宜かつ適切な財務状況の把握や改善指導等ができずに、精算会社の債務超過等の実態が見逃されてしまい、精算会社の経営破綻により本貸付金が回収できないという最悪の事態も想定される。

以上のおりであるから、本貸付金については、実態を適切に反映させるべきであり、現在の単年度貸付けから、「貸付の終期」を明示した長期貸付けへの変更を検討されたい。

意見1

単年度貸付は、「貸付の終期」を明示した長期貸付けへの変更を検討されたい。

イ 金融機関との覚書の締結について

県は、昭和 61 年ころに、金融機関との協調融資に関する基本事項を策定したが、県と金融機関との間では何らの文書も交わされることなく、約 30 年以上にわたり協調融資が行われてきた。協調融資における県と金融機関の責任や負担内容を明確化するためにも、少なくとも、覚書を作成されることを検討されたい。

意見 2

金融機関との間で、協調融資に関する覚書等を作成されることを検討されたい。

(3) コメント 無

第5 沖縄県就農支援資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県就農支援資金貸付金				
担当部署名(部及び課)	農林水産部 営農支援課				
貸付開始年度	平成7年度				
根拠規定(法律, 条例, 要綱等)	青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法 青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の施行について				
マニュアル, 手引き等	青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について 沖縄県就農支援資金貸付等要領				
貸付金の目的	農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い, 青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることに鑑み, 貸付等を行うことにより, 青年等の就農促進を図り, もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与すること				
貸付対象	15歳以上40歳未満 65歳未満で次の各号のいずれかに該当する者 一 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者 二 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導, 教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者 三 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者 四 農業に関する研究又は指導, 教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者				
財源(県, 国, その他のいずれか)	国が3分の2, 県が3分の1				
貸付の方法	県が農協に貸付け, 農協が農業者等に貸し付ける(転貸方式)。				
前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	国が策定した要領(「就農支援資金の貸付金貸付等要領の制定について(平成7年2月15日付7農策第989号。農林水産省農産園芸局長通知)」に基づき, 年1回報告を受けている。				
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否				
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	指摘事項は特になし。				
貸付業務と債権管理業務に従事する職員数	1名				
広報の有無及び内容	貸付業務は終了しているため, 実施していない。				
債権管理業務に関する個別研修の有無	無				
貸付の条件	就農計画の認定を受けること				
利息の有無	無				
利息の利率(年)	無				
遅延損害金の有無	有				
遅延損害金の利率	10.75%				
保証人の要否	否				
物的担保の要否	否				
担保価値の把握方法	-				
償還方法(ex1年据置半年賦償還)	年賦償還(又は半年賦償還)12年以内(措置期間4年以内)				
償還猶予規定の有無	有				
償還免除規定の有無	無				
期限の利益喪失規定の有無	有				
貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額(円)	34,575,000	9,009,000	24,530,000	-	-
申請件数(件)	6	2	2	-	-
貸付実績					
貸付金額(円)	34,575,000	9,009,000	24,530,000	-	-
貸付件数(件)	6	2	2	-	-
回収すべき金額(当年度分)A	115,729,418	24,325,589	25,310,000	27,208,000	39,711,000
回収済み金額(当年度分)B	115,729,418	24,325,589	25,310,000	27,208,000	39,711,000
回収すべき金額(過年度分)C	0	0	0	0	0
回収済み金額(過年度分)D	0	0	0	0	0
回収率(B+D)/(A+C)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
総貸付残高(円)	183,620,589	151,997,000	167,524,000	140,316,000	100,605,000
総貸付件数(件)	67	68	45	46	37
不納欠損額(円)	0	0	0	0	0
不納欠損件数(件)	0	0	0	0	0
債権放棄(円)	0	0	0	0	0
債権放棄(件)	0	0	0	0	0
免除額(円)	0	0	0	0	0
免除件数(件)	0	0	0	0	0

(2) 本貸付金の概要

沖縄県就農支援資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、将来、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の育成・確保を図ることを目的として、新たに農業を始めようとする者で県から就農計画の認定を受けた者に対し、無利子で貸付けを行

う制度である。就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金の3種類の資金があり、就農研修資金及び就農準備資金は沖縄県青年農業者等後継者育成センター（公益財団法人沖縄県農業振興公社、以下「公社」という。）を、就農施設等資金は農業協同組合（以下「農協」という。）を通して貸付を行ってきた（転貸方式）。

現在は、制度改正により、新たに「青年等就農資金」が創設され、平成26年度末をもって沖縄振興開発金融公庫に貸付業務が移管されたことから、県の貸付業務は終了し、回収業務のみが残っている。

(3) 根拠規定

平成7年に制定された、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（以下「本法」という。）及び本法施行令並びに本法施行規則（以下「本規則」という。）に基づき、平成12年に制定された、沖縄県就農支援資金貸付等要領（以下「本要領」という。）である。

(4) 目的

本法第1条は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることに鑑み、就農支援資金の貸付等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的としている。

(5) 貸付対象

認定就農者及び認定農業者（以下「農業者等」という。）である（本法第4条第4項）。

(6) 財源

国から3分の2を借入し、残りの3分の1は県が負担している。

(7) 貸付の方法

県が、公社及び農協に貸し付け、公社及び農協がそれぞれ農業者等に貸し付ける（貸付けの決定を除く。）という転貸方式となっている（本法第18条第1項、同6条、同17条第1項）。

(8) 貸付業務の流れ

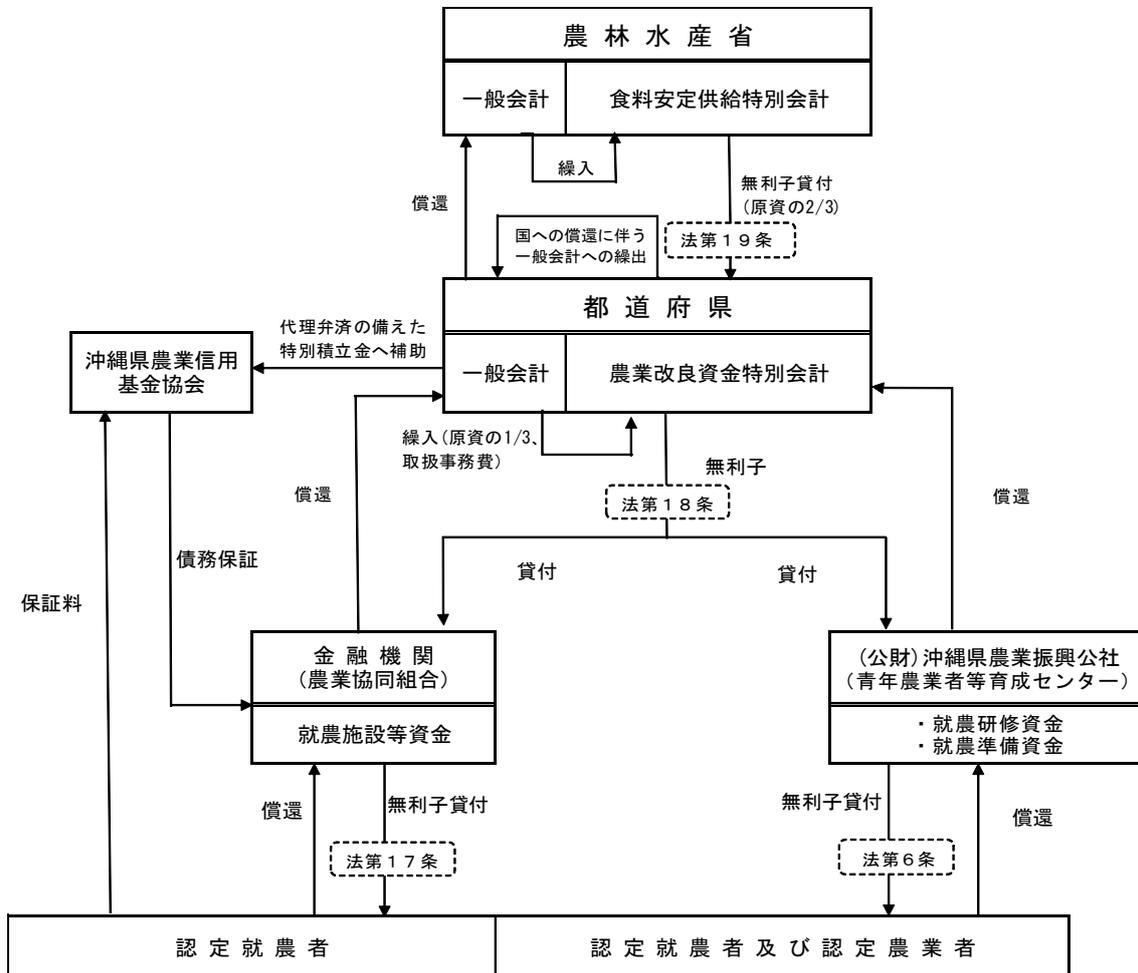
ア 県は、公社及び農協に対し、本貸付金を貸し付ける（本法第18条）。

イ 公社は、公益財団法人沖縄県農業振興公社就農支援資金貸付業務規程（以下「本規程」という。）を制定し、同規程に基づき、貸付主体となって、農業者等に対し、就農研修資金と就農準備資金を貸し付ける（本法第12条、同第6条）。

ただし、県は、公社に対し、本貸付金の貸付業務に関し、必要な報告をさせるこ

とができる（本法第 15 条）。

ウ 農協は、本法及び本規則に基づき、農業者等に対し、就農施設等資金を貸し付ける（本法第 17 条第 1 項）。



(9) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1名

(10) 広報の有無及び内容

平成 26 年度に貸付業務を終了しているため広報は行っていない。

(11) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の契約内容

(1) 契約締結の有無及び方法

借用証書の作成（本要領第 2 の 4）

(2) 契約内容の変更に関する規定 無

(3) 利息の有無

無利子（本法第 18 条第 2 項）

(4) 貸付けを受けるために必要な手続き

公社又は農協からの借受人が、就農計画を作成し、知事からその認定を受けなければならない（本法第 4 条第 1 項）。

(5) 遅延損害金の有無

年 10.75%（本要領第 3 の 6）

ただし、公社及び農協が、農業者等に貸し付ける場合には、年 12.25%である（本法 10 条、本要領第 4 の 2(14)）。

(6) 保証人の要否・内容 否

ただし、公社及び農協が、農業者等に貸し付ける場合には、連帯保証人を立てることが必須である。また、農協が農業者等に貸し付ける場合には、農業者等に農業信用基金協会の保証を受けさせることも可能である（本要領第 4 の 2(2)）。

(7) 物的担保の要否・内容 否

ただし、公社及び農協が、農業者等に貸し付ける場合には、担保提供が必要となる場合がある（本要領第 4 の 2(2)）。

(8) 償還方法

元金均等年賦償還である（本要領第 3 の 1(2)）。

(9) 償還猶予規定の有無

有り（本要領第 3 の 7(1)）

(10) 償還免除規定の有無 無

(11) 期限の利益喪失規定の有無

有り（本要領第 3 の 5(1)）

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額(円)	34,575,000	9,009,000	24,530,000	-	-	
申請件数(件)	6	2	2	-	-	
貸付実績	貸付金額(円)	34,575,000	9,009,000	24,530,000	-	-
	貸付件数(件)	6	2	2	-	-
回収すべき金額(当年度分) A	115,729,418	24,325,589	25,310,000	27,208,000	39,711,000	
回収済み金額(当年度分) B	115,729,418	24,325,589	25,310,000	27,208,000	39,711,000	
回収すべき金額(過年度分) C	0	0	0	0	0	
回収済み金額(過年度分) D	0	0	0	0	0	
回収率 (B+D) / (A+C)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
総貸付残高(円)	183,620,589	151,997,000	167,524,000	140,316,000	100,605,000	
総貸付件数(件)	67	68	45	46	37	
不納欠損額(円)	0	0	0	0	0	
不納欠損件数(件)	0	0	0	0	0	
債権放棄(円)	0	0	0	0	0	
債権放棄(件)	0	0	0	0	0	
免除額(円)	0	0	0	0	0	
免除件数(件)	0	0	0	0	0	

(2) 予算額

平成26年度に貸付業務を終了しているため、予算は組まれていない。

(3) 貸付実績

平成26年度に貸付業務を終了しているため、現在の業務は未収金の回収のみである。

(4) 回収実績

ア 転貸方式のため、回収率は100%である。

イ 公社に対する貸付けについて

公社は、県に対し、平成28年度に繰上償還をし、既に全額返済済みである。

公社と農業者等との間では、延滞が生じている案件もあるようであるが、公社は、本規程を制定し、同規定に基づき、貸付主体となって、農業者等に対し就農研修資金と就農準備資金の貸付けを行っている。そのため、県による、公社の農業者等に対する債権の管理等は特段行われていない。

ウ 農協に対する貸付けについて

農協は、県に対し、平成28年度現在、約定償還している。

農協と農業者等との間でも、約定償還されており、延滞は生じていない。

県では、農協から、農協の農業者等に対する債権について、貸付状況、償還状況、貸付残高、延滞額等の状況及び債権保全・取り立てに関する取組状況を明らかにした報告書を提出してもらい、債権の管理等を行っている（就農施設等資金事務委託契約書第7条、第8条）。

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

(7) 免除額及び免除件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント 無